

# お茶の水女子大学学報

昭和61年5月1日

お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

卒業式学長告示	2	お茶の水女子大学健康管理規程の一部を改正する規程	21
入学式学長告示	3	お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程の一部を改正する規程	21
関係法令	4	お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程の一部を改正する規程	22
学内規程	5	お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を改正する要項	22
お茶の水女子大学会計監査要項	5	お茶の水女子大学会計監査要項の一部を改正する要項	22
お茶の水女子大学防災規則	6	お茶の水女子大学防災規則の一部を改正する規則	22
お茶の水女子大学消防計画	11	お茶の水女子大学職員の勤務時間等に関する規程	22
お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項	15		
お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	15	人 事	26
お茶の水女子大学学部規程の一部を改正する規程	16	各種委員会委員	38
お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	18	新任部局長紹介	44
お茶の水女子大学女性文化研究センター規則	18	学 事	44
お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程	19	学位授与	44
お茶の水女子大学女性文化研究センター長候補者選考規程	19	諸 報	45
お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規	20	昭和61年度主要行事日程	45
お茶の水女子大学評議会規則の一部を改正する規則	20	昭和60年度科学研究費補助金交付決定変更	46
お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程	20	海外渡航	46
お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程	21	健康診断	46
お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規程	21	停年退官者全学送別会について	46

## 卒業式・学位記 授与式学長告示

卒業生の皆さん、小学校入学以来、長い学業生活を過しまして、今日を迎えました皆さんの長年の努力に対して、まづ心から敬意を表し、今日の卒業をお祝い申し上げます。まづ以て卒業おめでとうございます。本日は、皆さんの卒業を祝って、この講堂に、雪をまじえたこの悪天候下にもかかわらずご父兄の方々、元学長の藤田先生をはじめ名誉教授の先生方、同窓会役員の方々、御来賓各位の御臨席をいただき誠にありがとうございました。

本日の卒業式・学位記授与式は、学部卒業者としまして、文教育学部 207 名、理学部 78 名、家政学部 121 名、計 406 名、修士課程修了者 96 名、博士課程修了者 3 名でございました。なお、大上徳子君に対する論文博士の学位記授与は、この卒業式に先立ち先ほど終了した次第でございます。この学術博士につきましては、本学大学院人間文化研究科から本日の 4 名の博士を加えまして 17 名の博士が誕生したことになります。

寒さのきびしかったこの冬はなかなか去りませんが、それでも只今、雪の中に梅の花が真盛りであります。「冰雪のはりつめた大地に、花咲く春をよみがえらせんものと、けな氣な努力をしているのは、誰であろう、梅なのである」とうたった宋の陸游の詩があります。梅には「寒さに耐えて咲く花の気品がある」と述べた人もおります。春にさきがけて開く梅の花をめでる度に、「事は成るのに成るに非ず」という幸田露伴先生の努力論にある言葉を思います。皆さんの今日のよろこびは、御両親をはじめ多くの方々の御恩によることはもとよりですが、しかし長い年月の皆さんの努力の結果と申してもよいでしょう。しかし、皆さん、御承知のように、大学の卒業式のことを、英語ではコメントメントといいますが、この語の本来の意味は、ものの始まりであって、すなわち学校教育の終りではなく、新しい生活、新しい仕事への門出の意味であります。これを輝く未来とするか、しないかは、皆さんが本学で学ばれた、ものの見方、考え方によるものと思われます。またこれから毎日を、皆さんが全力を盡して努めてこそ事の成るものであります。しかし、全力を盡して 1 日 1 日を過すときは、実は、事の成る、成らないをこえまして、心の満足が得られるものであり、人生の幸というものはこういうものではなかろう

かと私は素朴に思っています。

学部卒業の皆さん、本学 4 年間の勉学は、これからの長い人生に比べれば、大変短いように見えますが、しかしそれが単なる 4 年間ではなくして、教養豊かな人間形成の時期として、青年期完成の場所となっている事実こそ、大学教育の重要さをもの語るものであります。修士課程修了の皆さんは、さらに一步深く学問の道に踏みこんで、身を以て学問研究のよろこびを会得されたことと思います。新たに学術博士の称号を授与された方には、学問の後継者として、さらにその発展を今後に期待したいものであります。皆さんが、これから、よりよく生きるために、自らをより豊かにするためには、一生が勉学であり、努力であることを再び強く申したいと思います。少壯努力せんば、老大徒らに傷悲せんという言葉があります。若く元気なときに努力しないと、年老いてから嘆き悲しんでみても、それはとり返しのつかぬ、むなしいことになるであろうという戒でありますし、また江戸時代の儒者、佐藤一斎もその言志晩録に、

少くして学べば則ち壯にして為すあり

壯にして学べば則ち老ゆとも衰えず

老いて学べば則ち死すとも朽ちず とあります。

まことに、学びの道は永遠であり、それにはまづ、まを立てることがもっとも大切であると説かれています。皆さんには、これからもたえず向上を心掛けていただきたいのであります。今日、生涯教育、再教育がさかんに論じられているのも、とくに女性にとって、故なししません。昨年 12 月には、本学からはじめて男性の論文博士が誕生しました。同君は、50 才近い年令で、企業で働きながら、「衣服内気候」という学際的研究論文を作製できましたことは大変立派と思いました。本学といたしましても、「開かれた大学」の 1 つの象徴かと思います。

アメリカの話でありますが、ミシガン大学の調査によりますと、今日アメリカでもっとも幸福な婦人は、高い学歴と職業をもった家庭人であるということでした。今日の女子大学論の中で、『21世紀は女性の時代である』といわれております。21世紀へ向けて、科学技術のおそろしいまでの発展、それとともに女性の参加、活躍の場が急に増して、それが社会に新しい活力をもたらすものと予想されており、女性の多面的能力の開発が女子大学の急務とコメントされていました。女性の社会的貢献が求められれば求められるほど、女性の社会的活動が大きくなればなるほど、本学の使命、皆さんへの期待も強くなるのであります。

皆さんにとって、どういう人生が待っているかということは、あるいは気がかりかもしれません、実は、皆さんがどういう人生を創って行くかということが問題なのでしょう。皆さんの今、持っている、新しいものをクリエートできる力を發揮して行くことによって、あるいはその力の集大成によって、皆さんは、この社会に盡すことができる筈です。

ある実業家が、かつて語っておりました、自分の人生は、運が8つで、努力が2であったと。しかし、このことは努力の価値が運に比べて小さいということでは決してありません。たしかに、この世の中は、人生も、自然科学の世界も、必然と偶然とが縁をなしているのかもしれません。しかし、「偶然は、準備ができていない人を決して助けない」とルイ・バストールはいっておりますし、「私の経験した発見は、すべて、多くの人々がそれ以前にすべて見たと思われる小さな偶然から得られたものでした」と、ノーベル賞受賞者で、ビタミンCや筋収縮機構の発見者であるセント・ジエルジーは語っています。運、偶然をつかむためにも、私たちはなによりも努力することが大切と思います。と同時に、努力の成果を徒らに早く求めてはなりません。宋の范質の從子果を戒むという詩の中に、遅々たる潤畔の松 蔗々として晩翠を含む とあります。その意味は、庭や温室にある花は早く咲くが、しばむのも早い、一方人目につかず、ゆっくりと生長する谷川のほとりの松は、いつしか見事に生長してうつ蒼と茂り、美しいときわの緑をたてている、一步一步確実に歩むことが、かえって大成をなすものであるということです。

皆さんのこれから長い人生において、豊かな個性を大切にして、ますます成長、発展されますよう心から祈って、私の最後の告辞を終りたいと思います。皆さん、入学おめでとうございました。

## 入学式学長告示

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。あなた方はもとより、本日、ここにお見えいただいている、あなた方の御両親、御父兄の方々におかれましても、さぞおよろこびのことと存じ上げます。

本学をいたしましても、毎年のことではございますが、桜咲く春の日に、若い新入生の皆さんを迎えたことは、誠によろこばしいことでございます。

皆さん、今でも合格の喜びに胸一ぱいのことと思います。それは当然のことかもしれません。あなた方が、この合格の喜びをかちとられましたことは、とりも直さず、長い間あなた方が勉学にいそしみ、努力した結果に他ならぬと思います。しかし、それだけではないでしょう。今日まで、あなた方を慈しみ、育てて下さった御両親、御家族の方々をはじめ、これまでの学校の先生方のお教えのお蔭でもあります。さらに、思を至すならば、そこには、社会の恩恵というものもあること思います。さて、皆さん、いつまでも合格のよろこびに浸っているとは思いませんが、また、いつまでも浸っていてよいものもありますまい。申すまでもなく、大学に入学したこと自体は、人生の道のりの一歩を進めただけのことです、人生の目的を達したことでは決してないからであります。この人生の中で、皆さんにとって、もっとも貴重な青春の時代は、実はこれから始まるので、これからの4年間の大学生活がそれであるといつても言いすぎではないかもしれません。あなた方の長い人生に比べれば、これからの4年間は、あるいは短いものとも思われるかもしれません、実はこの4年間こそは、あなた方の人生を決定づける一瞬とも考えられるのです。

人生には『出会いの妙』というものがあります。これからあなた方が本学で学ばれること自体、先生方をはじめ、友人といった、人と人とのつながりができるくる訳でありますし、今私があなた方にお話しているのも『出会いの妙』と申しますか、『偶然の妙』を感じざるを得ません。実は、世の中は、この偶然と必然とが共存しております、人生はもとより、自然科学の中にも、この両者が縁をなしていると考えられます。ビタミンCの発見者であり、また筋肉収縮の仕組の発見者でもある、ノーベル賞受賞者のセント・ジエルジー博士の言葉に、「私の経験した発見はすべて、多くの人がそれ以前にすでに見ていたと思われる小さな偶然から得られたものでした。」とあります。

これは、自然科学における偶然の妙を説いておられますが、この偶然は、もちろん、単なる偶然にはとどまっておりませんで、人の知・情・意、すなわち英知と努力によって、単なる偶然から価値ある出会いへと高められたものと思われます。同時に、単なる必然の追求から生れたものではなく、偶然の働きが存在するものと考えられます。

ルイ・バストールも、「偶然は、準備のできていない人は決して助けない」と述べています。

かつての財界人の言葉として、自分の人生は運8分で

努力2分であった、と述べられたことが伝えられています。このことは、努力の価値が運に比べて小さいということでは決してありません。大事なことは、運をものにするには普段の努力が大切ということです。「少壮努力せんば、老大徒らに傷悲せん」という言葉があります。若くて元気なときに努力しないと、年老いてから嘆き悲しんでみても、それはとり返しのつかない、空しいことになるであろうという戒であります。

また江戸時代の儒者 佐藤一斎もその言志晩録に、

少くして学べば則ち壯にして為すあり、

壯にして学べば則ち老ゆとも衰えず

老いて学べば則ち死すとも朽ちず

とあります。

まことに学問の道は永遠であり、また、古人の教にも「学は立志より要なるはなし」、学問はまづ志を立てることが大切であると説かれています。今日、私たちは、『豊かな時代に生きている』と思います。人間が豊かになっていくことは悪いことではありません。しかし豊かになったら、私たちは本当に幸せになったかどうか考えてみる必要もありそうです。実は、私たちは、豊かな社会の代償を払っているというのも事実であります。この点からも、心と物との調和を考えざるを得ません。あなた方は、将来の、21世紀の、工業化文明の社会に生きて行く人達であります。この将来の社会は、どういう時代かと申しますと、複雑で、流動的で、不確実な時代である、経験が活かされない時代ともいわれていますが、そういう時代でも対応できるようにするには、「知的能力」、「自分の頭でものを考える力」を学ぶことが大切であります。もちろん、ものを考えるためには、知ることを学ぶ必要があります。ものを知り、理解することは、ものを考える力にも影響し、これを発達させることは確かにできます。論語にも「学んで思わざれば則ち罔く、思って学ばざれば則ち殆し」とあることは御承知の通りです。

“大学は教育と研究の場である”といわれます。しかも、大学では、この教育と研究とは、密接、不可分とされています。大学における教育が、単にこれまでの知識の蓄積を若いあなた方に伝えるだけでは不充分であり、同時に、そこでは、研究という知的、創造的活動が展開されていることが、若いあなたへの、生きた教育のために欠くことのできないものであり、一方、学問の発展のためには、新鮮な若い頭脳のインプットが必要であることは、今更申すまでありません。この点、本学は、あなた方にとって恵まれた環境と申してよいと思います。さらに、本学が、国立の女子大学として存在している意

義、女性のための女性の大学としての使命を、今日、新たに思うべきであります。学問のよろこびに深く接し、研究という創造活動に身を以てとけこめる修士課程、さらに、学問の後継者として、学問創造の新しい「手」として人間文化研究科の博士課程に進まれた皆さんには、卒直におよろこびと期待とを申し上げたいと思います。大学では、自由と自治が重んじられております。これは、大学が教育、研究の場として、その中で知的、創造的活動が保障されるためであります、そのためには、大学人には、そのような立場にふさわしい規律秩序を守る責任があることを特に申し上げておきたいと思います。

最後に、新入生の皆さん、今から4年経って、あなた方が本学を卒業されるとき、御自分の学生生活を振りかえって見て、本学で学んで本当に良かったと思うことができるよう、そのためにも、今日からの毎日を、あなた方が自ら充実した、意義のある学生生活を送って下さることを期待いたしまして、あなた方を迎える私の挨拶といたしたいと思います。(61.4.9)

## 関係法令

### 【政 令】

- 国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（政令第55号、3月28日官報）
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第56号、3月28日官報）
- 国立学校設置法附則第三項の定員に付加すべき定員を定める政令（政令第93号、4月1日官報）
- 文部省組織令の一部を改正する政令（政令第101号、4月5日官報）
- 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（政令第105号、4月5日官報）

### 【府 令】

- 寒冷地手当支給規則等の一部を改正する總理府令（總理府令第8号、3月8日官報）
- 通産年金通則法の規定による通算対象期間の確認に関する省令を廃止する省令（文部省令第1号、3月29日官報）

- 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（文部省令第6号、3月31日官報）
  - 日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第8号、3月31日官報）
  - 労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（労働省令第13号、3月31日官報）
  - 文部省定員規則の一部を改正する省令（文部省令第15号、4月1日官報）
  - 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第16号、4月1日官報）
  - 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第17号、4月5日官報）
  - 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第21号、4月5日官報）
- 【規則】**
- 人事院規則1-11（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する規則）の制定（人事院規則1-11、3月8日官報）
  - 人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則（人事院規則17-0-5、3月10日官報）
  - 人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康、安全及福祉）の一部を改正する規則（人事院規則10-7-1、3月15日官報）
  - 人事院規則15-11（職員の休暇）の一部を改正する規則（人事院規則15-11-1、3月15日官報）
  - 人事院規則15-12（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する規則（人事院規則15-12-1、3月15日官報）
  - 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院第1号、3月20日官報）
  - 人事院規則8-18（採用試験）の一部を改正する規則（人事院規則8-18-3、3月20日官報）
  - 人事院規則16-0（職員の災害補償）の一部を改正する規則（人事院規則16-0-2、3月31日官報）
  - 人事院規則16-4（補償及び福祉施設の実施）の一部を改正する規則（人事院規則16-4-2、3月31日官報）
  - 人事院規則9-1（非常勤職員の給与）の一部を改正する規則（人事院規則9-1-2、4月1日官報）
  - 人事院規則9-2（俸給表の適用範囲）の一部を改正する規則（人事院規則9-2-3、4月1日官報）
  - 人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の

- 一部を改正する規則（人事院規則9-8-5、4月1日官報）
- 人事院規則9-17（俸給の特別調整額）の一部を改正する規則（人事院規則9-17-5、4月1日官報）
- 人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則（人事院規則9-40-3、4月1日官報）
- 人事院規則9-55（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（人事院規則9-55-4、4月1日官報）

### 【告示】

- 日本体育・学校健康センター法の規定により学校給食用物資を指定する等の件（文部省告示24、3月1日官報）
- 国立の義務教育諸学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る昭和60年度以後の共済掛金の額のうちその保護者等から徴収する額を定める等の件（文部省告示26、3月1日官報）
- 労働者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度に関する件の一部を改正する件（大蔵省告示40、3月12日官報）

## 学内規程

### ○昭和61年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学会計監査要項を次のように定める。  
昭和61年2月25日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学会計監査要項

#### 1 楽旨

この要項は、お茶の水女子大学における会計経理の適正化を図るため文部省所管会計経理事務取扱通則（昭和38年文部省訓令）第7条第1項に基づく監査及び会計事務の日常監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

(1) この要項において、「部局」とは、事務局、学生部（保健管理センターを含む。）、文教育学部、理学部、家政学部、大学院人間文化研究科、附属図書館（女性文化資料館を含む。）、生活環境研究センター及び附属学校部（各附属学校園を含む。）をいう。

(2) この要項において、「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

3 文部省所管会計経理事務取扱通則（昭和38年文部省訓令）第7条第1項に基づく監査

- (1) 学長は、各部局の会計経理について、毎会計年度、定期に又は臨時に次の事項について監査を実施する。
- ア 会計経理における法令等の適用に関する事項
  - イ 予算決算に関する事項
  - ウ 収入支出に関する事項
  - エ 債権に関する事項
  - オ 物品に関する事項
  - カ 国有財産に関する事項
  - キ 契約に関する事項
  - ク 旅費に関する事項
  - ケ 委任経理金に関する事項
  - コ 帳簿及び証拠書類に関する事項
  - サ その他学長が必要と認める事項
- (2) 学長は、前号に規定する各事項のほか、各部局の物品供用官等について、次の事項について監査を実施させることができる。
- ア 支出負担行為前の物品購入の有無
  - イ 契約内容と履行状況の確認
  - ウ 履行期限後の給付の有無
  - エ 購入物品等の利用状況の調査
- (3) 学長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ、実施しようとする部局長に対し、その期日及び監査を行う職員（以下「監査員」という。）の官職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。
- (4) 学長は、監査の実施細目を定め、これにより監査を実施せなければならない。

#### 4 日常監査

- (1) 会計課総務係長は、次の事項について日常監査を行わなければならない。
- ア 所属年度の適否
  - イ 歳出科目の適否
  - ウ 歳入歳出混同の有無
  - エ 購入物品の選定方法の適否
  - オ 契約時期の適否
  - カ 金額算定の適否
  - キ 契約方式の適否
  - ク 一般競争参加者の資格制限及び指名基準の適用の適否
  - ケ 業者選定の方法の適否
  - コ 納付の完了の確認のための検査の適否
  - サ その他法令又は予算に照らしての適否
- (2) 日常監査事項の細目は、別に定めるものとする。

#### 5 監査員の任命

学長は、第3項に規定する監査を実施するため、会計

課所属職員のうちから監査員を命ずるものとする。

#### 6 監査員の責務

監査員は、公正かつ厳正に監査に当たらなければならぬ。

#### 7 監査報告

(1) 監査員は、監査が終了したときは、書面をもって速やかに監査の結果を事務局長に報告しなければならない。

(2) 事務局長は、前号の規定による監査の報告を総括のうえ、学長に報告しなければならない。

#### 8 是正改善の措置

学長は、監査の結果、会計経理に関し、是正改善の措置をとる必要があると認めたときは、直ちにその措置をとり、又は、当該部局長に対しその措置をとることを求めなければならない。

#### 9 是正改善の報告

部局長は、前項第1号の措置を求められたときは、直ちに是正改善の措置をとり、その結果を学長に報告しなければならない。

#### 10 監査事務の総括

監査事務の総括は、事務局長が行う。

#### 附 則

この要項は、昭和61年2月25日から施行する。

#### ○昭和61年お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学防災規則を次のように定める。

昭和61年3月18日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生  
お茶の水女子大学防災規則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における火災及び地震等により生ずる被害（以下「災害」という。）を未然に防止し、又は軽減（以下「防災」という。）するため、防災に関し必要な事項を定める。

##### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「部局」とは、事務局、学生部（保健管理センターを含む。）、文教育学部、理学部、家政学部（生活環境研究センターを含む。）、大学院人間文化研究科、附属図書館（女性文化資料館を含む。）、附属高等学

校、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園（附属学校部を含む。）をいう。

二 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

三 「防災管理区域」とは、別表第1の防災管理区域をいう。

四 「一般施設」とは、消防用設備等以外の建築物、電気設備、火気使用設備器具及び危険物施設をいう。

五 「危険物施設」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物を取り扱う施設をいう。

六 「消防用設備等」とは、消防法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。

七 「火気使用設備器具」とは、電気、ガスその他の燃料等を使用する設備及び器具をいう。

八 「警戒宣言」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する警戒宣言をいう。

（総括機関）

第3条 学長は、本学の防災管理の組織を総括し、事務局長は、事務を総括する。

（職員の協力等）

第4条 本学職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、相互に協力して防災に努めなければならない。

2 本学の学生、生徒、児童及び幼児（以下「学生等」という。）は、本学職員の指示に従い行動しなければならない。

## 第2章 防災委員会

### （設置）

第5条 防災に関する全学的な施策等を審議するとともに、部局間の連絡、調整を図るため、防災委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （審議事項）

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 防災管理の組織に関すること。
- 二 防災に関する規程等の制定、改廃に関すること。
- 三 防災計画及び消防計画に関すること。
- 四 防災施設、設備等の点検並びに改善強化に関すること。
- 五 防災に関する企画、調査及び研究に関すること。
- 六 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 七 その他防災に関すること。

### （組織）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 各学部長
- 三 人間文化研究科長
- 四 附属図書館長
- 五 附属学校部長
- 六 学生部長
- 七 保健管理センター所長
- 八 事務局長
- 九 事務局及び学生部の各課長

### （委員会）

第8条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。  
2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### （委員以外の者の出席）

第9条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

### （事務）

第10条 委員会の事務は、会計課において処理する。

## 第3章 防災管理機構

### （学長の責務）

第11条 学長は、職員及び学生等の生命、身体並びに教育施設等を災害から守るため、防災に関する十分な措置を講じるものとする。

### （防災管理の組織）

第12条 部局長は、防災に関する管理の徹底を期すため、当該部局における防災の管理要員及び組織を定め、職員及び学生等に周知しておかなければならぬ。

### （防火管理者等）

第13条 本学に、防火管理者及び防火責任者を置き、別表第1のとおり指定する。

2 防火管理者は、管理区域における消防計画を作成し、委員会の承認を受けなければならない。

3 防火責任者は、防火管理者を補佐する。

### （火元責任者）

第14条 火元責任者は、本学所属国有財産取扱規程第12条の火元責任者をもって充てる。

## 第4章 災害の予防

### （防災教育及び防災訓練）

第15条 防火管理者は、職員及び学生等に対し、防災上

必要な教育を行い、かつ、初期消火、避難、情報の伝達その他必要な訓練を実施しなければならない。

(建物等の点検及び検査)

第16条 部局長は、自主点検員及び検査員（以下「点検員」という。）を定め、一般施設、消防用設備等及び実験用動物等の自主点検及び検査を定期的に実施し、必要な措置を講じなければならない。

(危険物による災害の予防)

第17条 化学薬品、放射性物質、高圧ガスその他の危険物を取り扱う部局の部局長は、関係職員及び学生等に対し、これらの危険物を関係法令等に従い、適切に取り扱うよう指導するとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じておかなければなければならない。

(立入禁止区域の指定)

第18条 部局長は、前条の危険物を貯蔵又は使用している場所及び防災対策上必要と認める場所を立入禁止区域として指定し、あらかじめ職員及び学生等に周知しておかなければなければならない。

2 部局長は、前項の立入禁止区域を指定するときは、学長と協議するものとする。

## 第5章 防災隊

(設置)

第19条 学長は、災害に対処するため、別表第1のとおり本部防災隊及び各防災隊を設置しなければならない。

2 本部防災隊の編制及び任務は、別表第2のとおりとする。

3 各防災隊は、本部防災隊に準じて防災隊を編制し、委員会の承認を得なければならない。

4 各防災隊は、相互に協力して災害に対処しなければならない。

(出動)

第20条 部局長は、災害発生時又は災害復旧にあたっては、その状況を判断して当該部局における防災隊の出動を命じ、災害に迅速に対処しなければならない。

2 部局長は、防災隊について、定期的に防災訓練等を行い、常に災害に対する備えをしておかなければならぬ。

3 防災隊員は、夜間、休日等の勤務時間以外における災害発生の場合は、速やかに本学へ参集するよう努めるものとする。

(防災対策連絡会・防災隊班長会)

第21条 各隊並びに各班の任務及び災害予防対策等を確

立及び確認するため、隊長及び副隊長からなる防災対策連絡会（以下「連絡会」という。）並びに班長からなる班毎の防災隊班長会（以下「班長会」という。）を必要に応じて開催するものとする。

2 連絡会及び班長会に議長を置き、本部防災隊の隊長及び班長をもって充てる。

3 連絡会及び班長会の事務は、会計課において処理する。

## 第6章 災害対策本部

(設置)

第22条 学長は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、あるいは警戒宣言が発令されたときは、直ちに災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、対策本部長となる。

2 各防災隊は、対策本部が設置されたときは、対策本部の指揮下に入るものとする。

(編制及び任務)

第23条 対策本部の編制及び任務は、別表第3のとおりとする。

2 対策本部長は、対策本部を設置したときは、直ちに編制員を招集するとともに、部局長は部局災害対策部を設置しなければならない。

(防災備蓄品等)

第24条 対策本部は、災害に備えて資材等を準備及び備蓄しておくものとする。

(災害緊急対策)

第25条 対策本部長は、災害対策上緊急の必要があるときは、教育、研究等の業務の一時停止、緊急立入り禁止区域の決定、被災部局への救援、避難命令等災害時ににおける応急対策等を決定する。

(避難)

第26条 対策本部長又は防災隊長は、職員及び学生等の生命、身体に重大な危険が予想される場合には、それらの者の全部又は一部を避難させるものとする。

## 第7章 災害復旧

(災害復旧)

第27条 対策本部長は、施設、設備等に被害があったときは、調査等を早急に実施し、復旧事業の促進を図るものとする。

2 対策本部長は、復旧に際して防災隊を出動させるものとする。

## 第8章 警戒宣言発令時の対策

## (警戒宣言発令時対策)

第28条 学長は、警戒宣言が発令された場合に、本学における混乱の発生防止と地震による被害を最小限にとどめるため、あらかじめ防災措置を講じておかなければならぬ。

## 第9章 梯 則

## (補則)

第29条 この規則に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、昭和61年3月18日から施行する。

別表第1(第2、13、19条関係)

## 防 灾 管 理 区 域 及 び 组 织

防災管理区域	部局等	防火管理者	防 灾 队		
			隊名	隊 長	副隊長
大塚地区	事務局	会計課長	本部	事務局長	庶務課長 会計課長
	学生部		第1	文教育学部長	事務長
	大学院人間文化研究科		第2	理学部長	事務長
	附属図書館		第3	家政学部長	事務長
	文教育学部		第4	附属高等学校長	教頭
	理学部		第5	附属中学校長	教頭
	家政学部		第6	附属小学校長	教頭
	附属高等学校	(教頭)	第7	附属幼稚園長	教頭
	附属中学校	(教頭)			
	附属小学校	(教頭)			
大山地区	附属幼稚園	(教頭)			
	附属学校部				
大山地区	大山寮	厚生課長	各防災計画・消防計画により指定された者		
小石川地区	小石川寮	学寮係長			
館山地区	理学部附属臨海実験所	所長			
志賀地区	志賀高原体育運動場	会計課長			

1. 防災隊の担当区域は、各部局の管理区域とする。
2. 防火管理者欄中、( )書きの者は、防火責任者とする。

別表第2(第19条関係)

## 本部防災隊の編制及び任務

班及び班長	担 当 係	災害時の任務	平常時の任務
隊長 事務局長		・隊の総括を行う。	・指揮、命令方法の確立
副隊長 庶務課長 会計課長		・隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その任務を代行する。	・訓練の企画、実施
通報連絡班 庶務課 課長補佐	○庶務係 人事係 職員係	・隊長指示の伝達及び報告連絡等を行うとともに被害状況の調査を行う。	・通報連絡系統の把握及び点検

班及び班長	担当係	災害時の任務	平常時の任務
消火班 会計課 課長補佐	○管財係 用度係	・初期消火を行う。	・消火方法及び器具の操作(訓練) ・消火設備の点検及び設置状況の把握
警備班 学生課長	○教務係 司計係 大学院係	・学内、特に災害現場等の警戒警備を行う。	・警備方法の検討 ・公設消防隊の誘導方法の検討 ・便所の確保、書棚等転倒防止措置
避難誘導班 入学主幹	○会・総務係 入学・一般教育係 出納係	・避難状況の把握及び避難者の誘導を行う。 ・負傷者の救出にあたる。	・避難場所の設定、表示 ・誘導路の明示、確保 ・誘導方法の検討
搬出輸送班 附属図書館事務長	○図・総務係 文書係 車庫	・重要書類等の搬出、保管並びに資材及び人員等の輸送を行う。	・非常持出、重要書類の搬出及び表示 ・搬出・輸送方法の検討
救護班 厚生課長	○厚生病係 司書係 閱覧係 参考係	・負傷者の救護及び衛生等に関し関係機関との連絡及び応急措置を行う。	・救急体制の検討 ・救急方法(訓練)
給食班 学生課 課長補佐	○学生係 学生寮係	・給食・給水に関し必要な処置を行う。	・主食等備蓄所の設置及び配置 ・調理場所の確保
施設班 施設課長	○設備係 企画係 工営係	・災害拡大の防止並びに資材の確保及び供給を行うと共にガス等の危険物による事故発生の防止を行う。	・危険物の表示、資材置場の確保 ・電気、ガス、水道の確保 ・建物設備の点検、落下物防止措置

- 脚 1. ○印の係長は、連絡員とする。  
 2. 班長に事故あるときは、○印の係長がその任にあたる。  
 3. 上記編制にかかわらず、女子職員は次によるものとする。  
     事務局:通報連絡班  
     学生部:給食班  
     附属図書館:救護班  
 4. 各連絡員は、隊長からの連絡事項を班員に知らせるとともに、班長の指示に基づき班の状況等を逐次連絡班に連絡する等、連絡班との関係を密にするものとする。

別表第3(第23条関係)

## 災害対策本部の編制及び任務

編制及び担当		任務
対策本部長	学長	対策本部を総括する。
副本部長	総括 避難誘導 避難誘導	対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるときはその職務を代行する。 事務局長 学生部長 附属学校部長

編 制 及 び 担 当			任 務	
本 部 付	警 施 消 通 搬 救	備 設 火 · 給 報 連 出 輸 救	文 教 育 学 部 長 理 学 部 長 家 政 学 部 長 人 間 文 化 研 究 科 長 附 属 図 書 館 長 保 健 管 理 セン ター 所 長	対策本部長に対する災害対策全般に関する助言
	涉 付	外 交 施 設	庶 務 課 長 会 計 課 長 施 設 課 長	・対策本部長指示の伝達 ・気象情報の収集及び連絡 ・被害状況の調査及び災害情報の収集、連絡 ・連絡員からの諸報告の受理及び対策本部長への報告 ・警戒宣言が発せられた場合の報告の受理及び対策本部長への報告その他涉外的な事項 ・外部及び関係機関との連絡

○昭和61年お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学消防計画を次のように定める。

昭和61年3月18日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学消防計画

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項並びにお茶の水女子大学防災規則(以下「規則」という。)に基づき、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)における防火管理並びに必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全を図るとともに被害を最小限にとどめることを目的とする。

## 第2章 防災管理機構

(防火管理者等)

第2条 防火管理者、防火責任者及び防災管理区域は、規則別表第1のとおりとする。

(防火管理者の責務)

第3条 防火管理者は、消防法並びに関係法令に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 防災、消防計画の検討及び変更
- 二 部局長に対する防火管理に関する助言
- 三 一般施設及び消防用設備等の点検、検査の実施及び監督
- 四 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- 五 防災教育及び防災訓練の実施及び指導

## 六 その他防災管理上必要な業務

(消防機関への連絡等)

第4条 防火管理者は、次の事項について所轄消防署との連絡を行うものとする。

- 一 消防計画に関する事項
- 二 建物の増改築及び諸設備の設置又は変更に関する事項
- 三 消防用設備等の点検結果の報告
- 四 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請
- 五 防災教育及び防災訓練の事前連絡並びに指導の要請
- 六 その他消防関係法令に基づく各種届出及び防災管理について必要な事項  
(防火責任者の責務)

第5条 防火責任者は、次の業務を行うものとする。

- 一 防火管理者を補佐する。
- 二 担当管理区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督  
(火元責任者の責務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- 一 部屋の火気管理
- 二 一般施設及び消防用設備等の日常の維持管理
- 三 火災、地震等時における火気使用設備器具の安全確認

## 第3章 防災教育及び防災訓練

(防災教育の実施)

第7条 防火管理者は、次により防災教育を行い、防災

- 管理の徹底を図るものとする。
- 一 消防計画の周知徹底を図ること。
  - 二 人命安全対策に関すること。
  - 三 避難及び避難誘導に関すること。
  - 四 一般施設及び消防用設備等の取扱いに関すること。
  - 五 防災予防上の遵守事項を周知させること。
  - 六 震災対策に関すること。
  - 七 その他防災予防上必要な事項
- ( 防災訓練の実施 )

第8条 防火管理者は、防災訓練を毎年5月及び10月に別表第1により企画実施するものとする。

#### 第4章 点検及び検査 ( 自主点検・検査 )

- 第9条 点検員は、別表第2により点検及び検査を行わなければならない。
- 2 前項の点検及び検査のうち、消防用設備等については消防用設備士、危険物関係施設については危険物取扱主任者、電気設備等については電気主任技術者の有資格者を充てるものとし、有資格者が得られない場合は、業者への委託をもって替えることができる。
- ( 記録及び報告 )

第10条 点検員は、点検及び検査を実施したときは、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は学長に報告するとともに防火対象物維持台帳に記録しておかなければならぬ。

( 不備欠かん等の整備 )

第11条 防火管理者は、前条第1項の報告に基づいて、不備欠かん事項があるときは、改修計画を立ててその整備を図るものとする。

#### 第5章 防災活動

( 防災隊 )

第12条 防災隊は、火災その他の災害発生の際その被害を最小限にとどめるため、規則別表第2により防災活動に努めなければならない。

( 休日、夜間における活動体制 )

第13条 休日、夜間における防災活動は、別表第4に掲げるところにより、宿日直者及び守衛等で初動体制を確立し、人命安全を最優先とした活動及び初期消火を行うものとする。

2 宿日直者等は、消防用設備等の所在及び操作並びに災害発生時における関係者等への連絡方法を熟知しておかなければならぬ。

#### 第6章 避難及び避難場所

( 避難 )

- 第14条 避難は、原則として次によるものとする。
- 一 火災等発生の際は防災隊長、震災時等の場合は対策本部長の命令により行うものとする。
  - 二 避難は隊列を組み、先頭と最後尾には誘導員を配置して行うものとする。
  - 三 避難が完了したときは、責任者は直ちに人員を点呼し、異常の有無を担当の防災隊長に報告するものとする。

( 避難場所 )

第15条 避難場所は、原則として学生は大学グランド、附属学校生は所属の校庭とする。ただし、出火場所、風向き等の状況により防災隊長が変更できる。

#### 第7章 火災予防措置

( 遵守事項 )

第16条 職員及び学生等は、日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物を置かないこと又使用の前後には必ず点検して安全を確認すること。
- 二 喫煙は、許可された場所以外ではしないこと。
- 三 避難口、廊下、階段、防火扉には、避難上障害となる物品等を置かないこと。

( 防火管理者への連絡事項 )

第17条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者の事前の承認を得なければならない。

- 一 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- 二 構内で催物を開催し火気を使用するとき。
- 三 その他防火管理上必要と認められる事項を行うとき。

#### 第8章 地震等の対策

( 予防措置 )

第18条 各点検員及び火元責任者は、地震時の災害を防止するため、隨時次のことを行うものとする。

- 一 建物、建物に付随する施設及び建物内に設置した物件の倒壊、転倒及び落下防止の点検
- 二 火気使用設備器具等の転倒、落下防止の点検
- 三 危険物及び化学薬品等の転倒、落下による発火防止の点検

## (地震後の安全措置)

第19条 各点検員及び火元責任者は、地震があったときは、一般施設及び消防用設備等の点検を実施し、異常が認められる場合は安全措置を講ずるものとする。

2 職員及び学生等は、二次災害を防止するため、一般施設については、全設備、器具の安全を確認後使用を開始するものとする。

## (防災対策要項)

第20条 対策本部長は、警戒宣言発令時、又は震災等の場合における防災対策要項を作成し、職員及び学生等にあらかじめ周知しておかなければならぬ。

## 第9章 その他

## (雑則)

第21条 学生寄宿舎、志賀高原体育運動場、館山野外教育施設及び理学部附属臨海実験所の消防計画については、別に定める。

## 附 則

この消防計画は、昭和61年3月18日から施行する。

別表第1(第8条関係)

## 防 災 訓 練

訓練の種別	訓練の内容
総合訓練	全職員が参加して、消火、通報連絡、避難誘導、防護等を連携して行う。なお、必要に応じて消防機関の指導を要請する。
部分訓練	指揮、消火、通報、避難誘導、防護等の訓練を任務や行動を確認するために個別に実施する。
基礎訓練	屋内消火栓操作方法、消防用設備等の取り扱いについて行う。
震災訓練	震災を想定し、本学独自又は区町等の行う訓練に参加する。

別表第2(第9条関係)

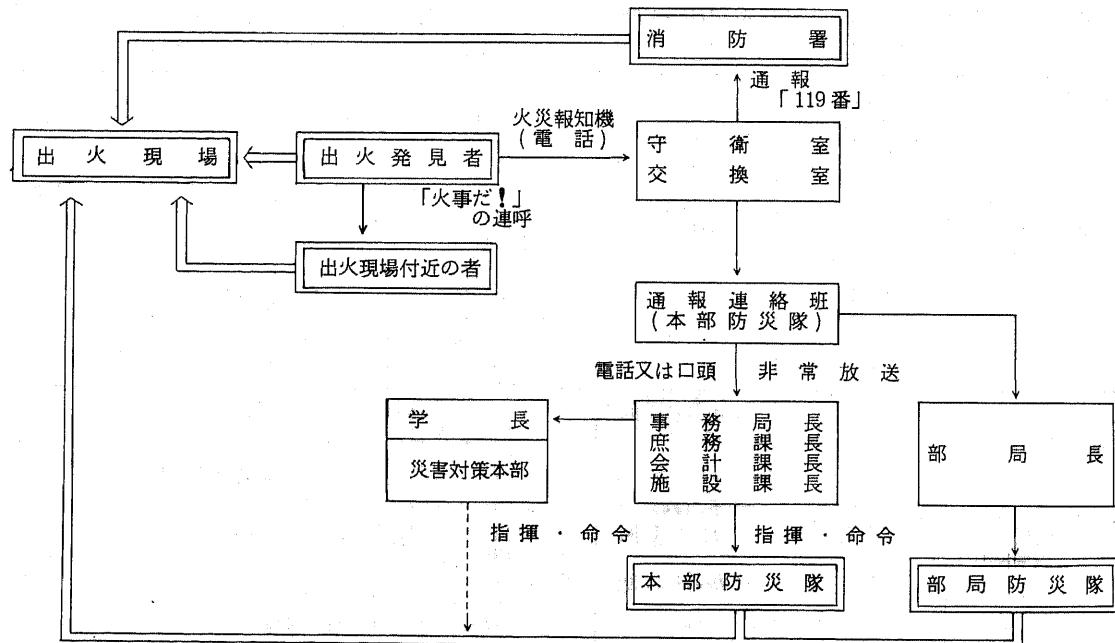
## 自 主 点 検 及 び 檢 查 要 領

点検・検査対象物	点検・検査担当班	実施の時期又は回数	自主点検及び検査要領
建物関係	建築物点検・検査班(施設班)	6か月に1回	<p>I 壁、天井等はく脱個所の有無      2 防火壁、防火扉の機能の良否      3 消火、避難等の際の障害物の有無      4 建物周囲の紙屑等可燃物散乱の有無</p>
電気関係	電気設備点検・検査班(施設班)  警報設備点検・検査班(施設班)	6か月に1回	<p>I 屋内配線      1 配電盤、配線等の損傷、過負荷及び適性ヒューズ使用的の有無      2 漏電の有無      3 スイッチ、コンセント、差込プラグ等接触不良の有無      II 電気器具      使用個所の把握及び点検      III 火災報知機      1 感知器のほこり、塗料等の付着の有無      2 発信機の押ボタン、保護板の良否      3 受信機の回路電圧の適否      4 電線回路の導通の適否</p>
火気使用設備関係	火気使用設備点検・検査班(火元責任者)	1か月に1回  冬季のみ 1月に1回  1か月に1回  1か月に1回	<p>I ガス設備(湯沸器、ストーブ)      1 器具、配管、ゴム管等の損傷、老化及び漏洩の有無      2 閉止バルブ操作の良否      3 周囲に引火性物品及び可燃物の有無      II 石油ストーブ      1 器具の損傷、老化及び漏洩の有無      2 燃料の保管状況の良否      III 電熱器      1 置場所の適否(不燃性台の使用)      2 目的用途以上の使用の有無      IV 塵芥焼却炉      損傷、亀裂等の有無</p>

点検・検査 対象物	点検・検査 担当班	実施の時期 又は回数	自主点検及び検査要領
消防避難 設備関係	消火設備点検 ・検査班 (消火班)	6か月に1回	I 消火設備 ア 消火栓 1 常に完全使用の状態か否か 2 付近に障害物の有無 3 附属品(ホース、ノズル)の損傷の有無
		6か月に1回	イ 消火器 1 消火器の損傷の有無 2 ノズルの詰りの有無 3 薬品の詰替(有効期限内)の有無 4 蓄圧式は圧力低下の有無
	避難設備等点 検・検査班 (避難誘導班)	1か月に1回	ウ 消火用水 1 所要水量確保の有無 2 貯水池周囲に消防自動車の接近を防げる物件の有無
		6か月に1回	II 避難設備 1 避難器具の取付状況の適否 2 避難器具の取付周囲の状況の良否 3 ロープ、帆布等の保管状況の良否及び損傷の有無 4 非常持出袋の整備及び損傷の有無
薬品・危険物 及び実験用 動物	危険物・特殊 可燃物点検・ 検査班 (警備班)	6か月に1回	保管・貯蔵・飼育設備 1 収納、飼育方法及び場所の適否 2 使用、飼育状況の良否 3 周囲の状況の良否 4 転倒防止装置の有無
機械設備	機械設備 点検・検査班 (施設班)	6か月に1回	エレベータ 電子計算機 特殊理化学用機器 その他

別表第3(第12条関係)

## 勤務時間内における通報連絡及び消火体制



別表第4（第13条関係）

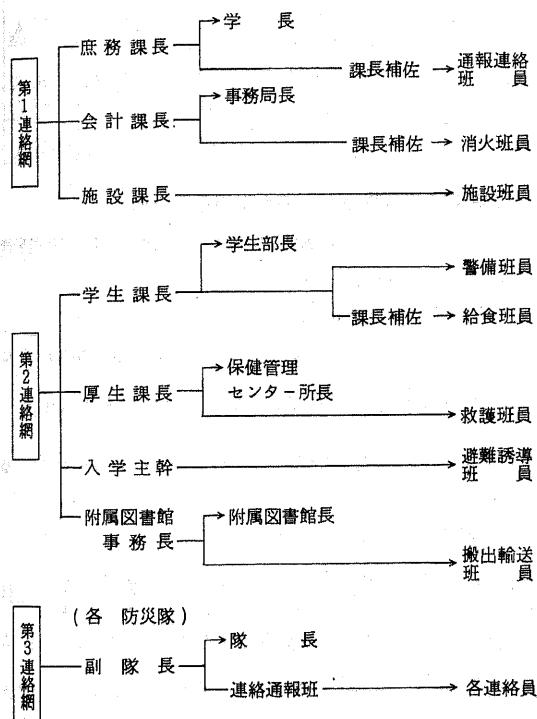
## 休日、夜間等における初動体制

係名	係員
通報連絡係	本部棟宿日直者
消火係	各学部の宿直者
警備係	守衛各附属学校の宿直者

- 尚
1. 防災隊長、副隊長及び班長等の到着後は、勤務時間内の防災隊の編制により任務につくものとする。
  2. 通報連絡係は、別表第5の連絡網により通報連絡すること。
  3. 特別防災管理要員の選任は、本学から概ね2キロメートル程度の範囲内に居住する職員のうち、対策本部長又は部長が適当と認めるものとする。
  4. 特別防災管理要員は、状況に応じて適宜各係の応援をするものとする。

別表第5（第13条関係）

## 休日、夜間等における連絡網



- 尚
1. 災害発生しだい消防署へ通報するとともに、直ちに第1・2連絡網関係者に連絡すること。
  2. 災害の状況に応じて、第3連絡網（関係各防災隊の副隊長）に連絡すること。

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項を次のように定める。

昭和61年4月11日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する事項

1. 人事院規則16-0（職員の災害補償）第8条に基づき、本学に置く補償事務主任者は別表のとおりとする。
2. 前項の指定官職に事故あるときは、その指定官職の事務代理又は事務取扱を命ぜられたものとする。

## 附 則

この要項は、昭和61年4月11日から実施する。

## 別表

指定官職	組織区分の範囲
庶務課長	事務局、大学院人間文化研究科
学生課長	学生部、保健管理センター
文教育学部事務長	文教育学部
理学部事務長	理学部、附属臨海実験所
家政学部事務長	家政学部、生活環境研究センター
附属図書館事務長	附属図書館、女性文化研究センター
附属学校部事務室長	附属高等学校、附属中学校、附属小学校、附属幼稚園、附属学校部

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

## 第2条第2項の表中

入学定員	総定員	入学定員	総定員
20人	80人	24人	96人
20人	80人	23人	92人
20人	80人	22人	88人
30人	120人	35人	140人
50人	200人	57人	228人
35人	140人	40人	160人
27人	108人	31人	124人
202人	808人	232人	928人
20人	80人	24人	96人
20人	80人	24人	96人
20人	80人	22人	88人
25人	100人	27人	108人
85人	340人	97人	388人
30人	120人	35人	140人
30人	120人	35人	140人
30人	120人	36人	144人
25人	100人	30人	120人
10人	40人	10人	40人
125人	500人	146人	584人
412人	1,648人	475人	1,900人

」を  
」に改める。

附則を加える。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和24年5月31日から施行する。  
 2 第2条第2項に規定する入学定員には、当分の間、次表に定める定員を含むものとする。

学 部	学 科	定 員
文教育学部	哲 学 科	4人
	史 学 科	3人
	地 理 学 科	2人
	国 文 学 科	5人
	外 国 文 学 科	7人
	教 育 学 科	5人
	舞 蹊 教 育 学 科 計	4人 30人
理 学 部	数 学 科	4人
	物 理 学 科	4人
	化 学 学 科	2人
	生 物 学 科	2人
	計	12人
家政学部	児 童 学 科	125人
	食 物 学 科	125人
	被 服 学 科	126人
	家 庭 経 営 学 科	105人
	家 庭 科 教 員 養 成 課 程 計	40人 521人
合 计	63人	

## 附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。  
 2 第2条第2項に定める総定員は、同項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	昭和61 年 度	昭和62 年 度	昭和63 年 度
文 教 育 部	哲 学 科	84人	88人	92人
	史 学 科	83人	86人	89人
	地 理 学 科	82人	84人	86人
	国 文 学 科	125人	130人	135人
	外 国 文 学 科	207人	214人	221人
	教 育 学 科	145人	150人	155人
	舞 蹊 教 育 学 科 計	112人 838人	116人 868人	120人 898人
理 学 部	数 学 科	84人	88人	92人
	物 理 学 科	84人	88人	92人
	化 学 学 科	82人	84人	86人
	生 物 学 科	102人	104人	106人
	計	352人	364人	376人
家政学部	児 童 学 科	125人	130人	135人
	食 物 学 科	125人	130人	135人
	被 服 学 科	126人	132人	138人
	家 庭 経 営 学 科	105人	110人	115人
	家 庭 科 教 員 養 成 課 程 計	40人 521人	40人 542人	40人 563人
合 计	1,711人	1,774人	1,837人	

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学学部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学学部規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部規程の一部を次のように改正する。

## 文教育学部規程第2条中

「学科別	毎 年 度	入 学 定 員	計	「学科別	毎 年 度	入 学 定 員	総定員
哲学科	20人	80人	哲学科	24人	96人		
史学科	20人	80人	史学科	23人	92人		
地学科	20人	80人	地理科	22人	88人		
国文学科	30人	120人	国文学科	35人	140人		
外國文学科	50人	200人	外國文学科	57人	228人		

学科別	毎年度	計	「学科別	毎年度	総定員
	入学定員		(中国文学・中国語学11人、英文学・英語学33人、仏文学・仏語学6人)	(中国文学・中国語学12人、英文学・英語学37人、仏文学・仏語学8人)	
教 育 科	35人	140人	教 育 科	40人	160人
舞踊教育学科	27人	108人	舞踊教育学科	31人	124人
(舞踊教育学15人、音楽教育12人)			(舞踊教育学18人、音楽教育13人)		
計	202人	808人」を	計	232人	928人」

に改める。

#### 理学部規定第2条中

学科別	毎年度	計	「学科別	毎年度	総定員
数学科	20人	80人	数学科	24人	96人
物理科	20人	80人	物理科	24人	96人
化学科	20人	80人	化学科	22人	88人
生物科	25人	100人	生物科	27人	108人
計	85人	340人」を	計	97人	388人」

に改める。

#### 家政学部規程第2条中

学科別	毎年度	計	「学科別	毎年度	総定員
児童学科	30人	120人	児童学科	35人	140人
食生活学科	30人	120人	食生活学科	35人	140人
被服学科	30人	120人	被服学科	36人	144人
家庭経営宮学科	25人	100人	家庭経営学科	30人	120人
家庭科教員養成課程	10人	40人	家庭科教員養成課程	10人	40人
計	125人	500人」を	計	146人	584人」

に改める。

#### 附則を加える。

#### 附 則

- この規程は、昭和24年5月31日から施行する。
- 文教育学部規程第2条、理学部規程第2条及び家政学部規程第2条に定める毎年度入学定員には、それぞれ当分の間、次に定める定員を含むものとする。

#### 文教育学部規程

学科別	定員
哲 学 科	4人
史 学 科	3人
地理学 科	2人

学科別	定員
国文学科	5人
外国文学科	7人
教育学科	5人
舞踊教育学科	4人
計	30人

#### 理学部規程

学科別	定員
数学科	4人
物理学科	4人
化学科	2人
生物学科	2人
計	12人

#### 家政学部規程

学科別	定員
児童学科	5人
食物学科	5人
被服学科	6人
家庭経営学科	5人
計	21人

#### 附 則

- この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 文教育学部規程第2条、理学部規程第2条及び家政学部規程第2条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、それぞれ昭和61年度から昭和63年度までは、次のとおりとする。

#### 文教育学部規程

学科別	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
哲 学 科	84人	88人	92人
史 学 科	83人	86人	89人
地理学 科	82人	84人	86人
国文学科	125人	130人	135人
外国文学科	207人	214人	221人
教育学科	145人	150人	155人
舞踊教育学科	112人	116人	120人
計	838人	868人	898人

#### 理学部規程

学科別	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
数学科	84人	88人	92人
物理学科	84人	88人	92人
化学科	82人	84人	86人
生物学科	102人	104人	106人
計	352人	364人	376人

## 家政学部規程

学科別	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
児童学科	125人	130人	135人
食物学科	125人	130人	135人
被服学科	126人	132人	138人
家庭経営学科	105人	110人	115人
家庭科教員養成課程	40人	40人	40人
計	521人	542人	563人

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第3条の2中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に改める。

## 附 則

この学則は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学女性文化研究センター規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学学則第3条の2の規定に基づき、お茶の水女子大学女性文化研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、女性文化に関する総合的研究を行うとともに、女性文化研究者の育成に資することを目的とする。

## (研究・業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、大学内外の研究者の協力を得て次に掲げる研究並びに業務を行う。

## 一 女性文化に関する学際的研究及び調査

## 二 女性文化に関する文献・資料の収集、整理

## 三 女性文化に関する情報の提供

## 四 女性文化に関する教育研修

五 その他第2条の目的にそった研究並びに業務  
(組織)

## 第4条 センターに、次の職員を置く。

## 一 センター長

## 二 教授

## 三 助教授

## 四 その他必要と認める職員

## 2 センターに研究員を置くことができる。

## (センター長)

## 第5条 センター長は、本学の教授をもって充てる。

## 2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の選考に関する規程は、別に定める。  
(センター教官の推薦)

## 第6条 センターの教官は、第8条に規定する運営委員会の議に基づき学長へ推薦する。

## (研究員)

## 第7条 研究員は、本学専任の教官のうちから、第8条に規定する運営委員会の推薦により、学長が任命する。

## 2 必要がある場合は、前提に規定する以外の者を、運営委員会の推薦により委嘱することができる。

3 研究員の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
(運営委員会)

## 第8条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、女性文化研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。  
(研究委員会)

## 第9条 センターの研究に関する具体的な事項を審議するため、女性文化研究センター研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

2 研究委員会に関する事項は、別に定める。  
(事務)

## 第10条 センターの事務は、当分の間、附属図書館事務部において処理する。

## (雑則)

## 第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

## 附 則

## 1 この規則は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

## 2 お茶の水女子大学女性文化資料館規程（昭和50年6

<p>月11日制定)は、廃止する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第12号 お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程を次のように定める。</p> <p>昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生</p> <p>お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、お茶の水女子大学女性文化研究センター規則第8条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。</p> <p>(審議事項) 第2条 委員会は、女性文化研究センター(以下「センター」という。)に関し、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理運営の基本方針に関する事項</li> <li>二 研究計画の基本方針に関する事項</li> <li>三 センター長の選考その他教官人事に関する事項</li> <li>四 予算に関する事項</li> <li>五 その他センターに関する重要な事項</li> </ul> <p>(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 センター長</li> <li>二 各学部長</li> <li>三 人間文化研究科長</li> <li>四 附属図書館長</li> <li>五 センターの教授及び助教授</li> <li>六 各学部から選出された教授各1名</li> <li>七 事務局長</li> </ul> <p>2 前項第6号の委員は、学長が任命する。 (任期) 第4条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名</p>	<p>する委員がその職務を代行する。 (会議) 第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</li> <li>3 第3条第1項の規定にかかわらず、同項第7号の委員は、第2条第3号に掲げる事項については、審議に加わらないものとする。 (委員以外の者の出席) 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。 (事務) 第8条 委員会の事務は、当分の間、附属図書館事務部において行う。 (雑則) 第9条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営等に關し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。 <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。</li> <li>2 お茶の水女子大学女性文化資料館運営委員会規程(昭和50年6月11日制定)は、廃止する。</li> </ol> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第13号 お茶の水女子大学女性文化研究センター長候補者選考規程を次のように定める。</p> <p>昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生</p> <p>お茶の水女子大学女性文化研究センター長候補者選考規程</p> <p>(趣旨) 第1条 お茶の水女子大学女性文化研究センター長(以下「センター長」という。)候補者の選考は、この規程により学長が行う。 (選考の時期) 第2条 センター長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 センター長の任期が満了するとき。</li> <li>二 センター長が辞任を申し出たとき。</li> <li>三 センター長が欠員となったとき。</li> </ul> <p>2 センター長候補者の選考は、前項第1号の場合は、</p> </li></ol>
---	--

その30日前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

(候補者の範囲)

第3条 センター長候補者は、本学専任の教授のうちから選考する。

(選考の方法)

第4条 センター長候補者は、お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会の推薦により、評議会の議を経て、学長が決定する。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

2 最初のセンター長の任期は、第5条の規定に拘らず、昭和63年3月31日までとする。

○昭和61年お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、お茶の水女子大学女性文化研究センター規則第9条第2項の規定に基づき、女性文化研究センター研究委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、女性文化研究センター（以下「センター」という。）の研究に関する具体的な事項を審議する。

(委員長)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 センターの教授及び助教授

三 研究員

2 委員長は、センター長をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、当分の間、附属図書館事務部において行う。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この内規は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

○昭和61年お茶の水女子大学規則第15号

お茶の水女子大学評議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学評議会規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学評議会規則の一部を次のように改正する。

第3条中「教務委員会委員長」の次に「女性文化研究センター長」を加える。

附 則

この規則は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

○昭和61年お茶の水女子大学規則第16号

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下り、第5号の次に次の1号を加える。

六 女性文化研究センター長

**附 則**

この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第17号

お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げる、第7号の次に1号を加える。

## 八 女性文化研究センター長

**附 則**

この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第18号

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に改める。

第11条第1項中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に改める。

別表第1(第25条関係)各部局等共通のものの項事項欄中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に、専決者欄中「館長」を「センター長」に改める。

**附 則**

この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第19号

お茶の水女子大学健康管理規程の一部を改正する

規程を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学健康管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学健康管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に改める。

**附 則**

この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

## ○昭和61年お茶の水女子大学規則第20号

お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和61年4月23日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

## お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条中「(女性文化資料館を含む。)」を「、女性文化研究センター」に改める。

## 別表第1中

附属図書館	附属図書館(女性文化資料館を含む。)の用地に供する土地、立木竹、建物及び工作物等
-------	--

附属図書館	附属図書館の用地に供する土地、立木竹、建物及び工作物等
女性文化研究センター	女性文化研究センターの用地に供する建物及び工作物等

改める。

## 別表第2 附属図書館の項の次に次の項を加える。

女性文化研究センター	研究室、図書室等 上記以外の建物及び工作物等	教授	助教授若しくはこれに準ずる者
		〃	〃

**附 則**

この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年

<p>4月5日から適用する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第21号 お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。 昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生 お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程の一部を改正する規程 お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程の一部を次のように改正する。 第2条第3号中「(女性文化資料館を含む。)」を「、女性文化研究センター」に改める。 附 則 この要項は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第22号 お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。 昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生 お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を改正する要項 お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を次のように改正する。 第2項第1号中「(女性文化資料館を含む。)」を「、女性文化研究センター」に改める。 附 則 この要項は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第23号 お茶の水女子大学会計監査要項の一部を改正する要項を次のように定める。 昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生 お茶の水女子大学会計監査要項の一部を改正する要項 お茶の水女子大学会計監査要項の一部を次のように改正する。</p>	<p>第2項第1号中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に改める。 附 則 この要項は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第24号 お茶の水女子大学防災規則の一部を改正する規則を次のように定める。 昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生 お茶の水女子大学防災規則の一部を改正する規則 お茶の水女子大学防災規則の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「女性文化資料館」を「女性文化研究センター」に改める。 附 則 この規程は、昭和61年4月23日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第25号 お茶の水女子大学職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。 昭和61年4月23日 お茶の水女子大学長 藤巻 正生 お茶の水女子大学職員の勤務時間等に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、政府職員の勤務時間に関する総理府令(昭和24年1月1日総理府令第1号)、教員等の勤務時間の特例に関する規程(昭和31年5月29日文部省訓令第4号)第2条、第7条及び第7条の2並びに国立学校等の職員の休憩時間及び休息時間に関する規程(昭和42年9月19日文部省訓令第31号)第3条の規定に基づき、お茶の水女子大学に勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休憩時間及び休息時間(以下「勤務時間等」という。)について定めるものとする。 (職員の勤務時間等) 第2条 職員の勤務時間等は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者の勤務時間等は、別表第</p>
--	---

2のとおりとする。

一 勤務時間等を別に定めるもの

- (1) 電話交換手
- (2) 志賀高原体育運動場の職員
- (3) 大山寮の看護婦
- (4) 附属学校(附属幼稚園を除く。)の教員

二 休憩、休息時間を別に定めるもの

- (1) 守衛
- (2) 学生部の窓口業務担当職員
- (3) 保健管理センターの看護婦
- (4) 学部の窓口業務担当職員
- (5) 附属図書館の閲覧業務担当職員
- (6) 附属学校事務室の職員
- (7) 附属幼稚園の教員

(監督者及び勤務時間管理員)

第3条 職員(非常勤職員を含む。)の勤務状況を的確に把握するため別表第3に定めるところにより、部局ごとに監督者を置き、当該監督者は勤務時間管理員を指名しなければならない。

(勤務時間管理員の事務)

第4条 勤務時間管理員は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 出勤簿に関すること。
- 二 休暇簿に関すること。

別表第2(第2条関係)

ア 勤務時間等を別に定めるもの

職種別	区分	勤務日	勤務時間	休憩時間	休息時間
電話交換手	A	月～金曜日	8:30～17:00	12:25～12:55	10:20～10:30 12:20～12:25 12:55～13:00 15:00～15:10
		土曜日	9:00～12:30		10:20～10:35
	B	月～金曜日	9:00～17:30	13:05～13:35	11:00～11:10 13:00～13:05 13:35～13:40 15:30～15:40
		土曜日	9:30～13:30		11:25～11:40
志賀高原体育運動場の職員	火・水曜日を除く日	8:30～17:00	12:30～13:00		12:15～12:30 13:00～13:15
	火曜日	8:30～12:30			12:00～12:15
大山寮の看護婦	水・土・日曜日を除く日	13:00～21:30	17:00～17:30		15:00～15:15 19:00～19:15
	土曜日	13:00～17:00			15:00～15:15

三 超過勤務等命令簿に関すること。

四 特殊勤務手当実績及び整理簿に関すること。

五 勤務時間割振りに関すること。

六 勤務時間報告書に関すること。

七 その他勤務時間に関すること。

(雑則)

第5条 この規程により難い者の勤務時間等については、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月23日から施行する。

別表第1(第2条関係)

ア 勤務時間

勤務日	月曜日～金曜日	土曜日
勤務時間	8:30～17:00	8:30～12:30

イ 休憩及び休息時間

区分	月曜日～金曜日		土曜日
	休憩時間	休息時間	休憩時間
職員 (第2条ただし書の者を除く。)	12:15～ 12:45	12:00～ 12:15 12:45～ 13:00	12:00～ 12:15

職種別	区分	勤務日	勤務時間	休憩時間	休息時間
		日曜日	8:30~17:00	12:30~13:00	10:30~10:45 15:00~15:15
附属高等学校の教員	夏季時間の月～金曜日				9:05~9:10 10:05~10:10 11:05~11:10 12:40~12:50 15:05~15:10
			8:10~16:40	12:10~12:40	
	夏季時間の土曜日		8:10~12:10		9:05~9:10 10:05~10:10 11:05~11:10
	冬季時間の月～金曜日		8:30~17:00	12:30~13:00	9:25~9:30 10:25~10:30 11:25~11:30 13:00~13:10 15:05~15:10
附属中学校の教員	夏季時間の月～金曜日				9:25~9:30 10:25~10:30 11:25~11:30
			8:00~16:30	12:00~12:30	9:05~9:10 10:05~10:10 11:05~11:10 12:30~12:40 15:05~15:10
	夏季時間の土曜日		8:00~12:00		9:05~9:10 10:05~10:10 11:05~11:10
	冬季時間の月～金曜日		8:20~16:50	12:20~12:50	9:25~9:30 10:25~10:30 11:25~11:30 12:50~13:00 15:05~15:10
附属小学校の教員	冬季時間の土曜日		8:20~12:20		9:25~9:30 10:25~10:30 11:25~11:30
		月～金曜日	8:10~16:40	12:30~13:00	10:15~10:30 13:00~13:10 15:50~15:55
	土曜日		8:10~12:10		10:15~10:30

(備考) 1 勤務日欄のA、Bを適用する職員の割当ては、当該職員の所属する部局の監督者が別に定める。

2 附属高等学校において、夏季時間とは4月1日から10月31日まで、冬季時間とは、11月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

3 附属中学校において、夏季時間とは4月1日から11月第1月曜日の前日まで、冬季時間とは11月第1月曜日から翌年の3月31日までの期間をいう。

## イ 休憩、休息時間を別に定めるもの

職種別 区分		勤務日	休憩時間	休息時間
守衛	A		12:45~13:15	12:30~12:45 13:15~13:30
	B			10:00~10:15
学生部、学部の窓口業務担当職員及び附属図書館の閲覧業務担当職員	A	月～金曜日	12:15~12:45	12:00~12:15 12:45~13:00
		土曜日		12:00~12:15
	B	月～金曜日	13:00~13:30	11:45~12:00 13:30~13:45
		土曜日		11:45~12:00
保健管理センターの看護婦		月～金曜日	12:00~12:30	11:45~12:00 15:00~15:15
		土曜日		12:00~12:15
附属高等学校事務室の職員	A	月～金曜日	12:15~12:45	12:00~12:15 15:00~15:15
		土曜日		10:15~10:30
	B	月～金曜日	12:45~13:15	10:30~10:45 13:15~13:30
		土曜日		10:30~10:45
附属中学校及び附属小学校事務室の職員	A	月～金曜日	12:05~12:35	11:50~12:05 14:35~14:50
		土曜日		10:20~10:35
	B	月～金曜日	12:35~13:05	10:20~10:35 13:05~13:20
		土曜日		10:35~10:50
附属幼稚園事務室の職員		月～金曜日	12:00~12:30	12:30~12:45
		土曜日		10:30~10:45
附属幼稚園の教員		月～金曜日	12:30~13:00	9:30~9:35 10:30~10:35 11:30~11:35 14:15~14:30
		土曜日		9:30~9:35 10:30~10:35 11:30~11:35

(備考) 勤務日欄のA、Bを適用する職員の割当ては、当該職員の所属する部局の監督者が別に定める。

別表第3(第3条関係)

## 監督者及び勤務時間管理員

部局	監督者	勤務時間管理員	部局	監督者	勤務時間管理員
庶務課	課長	庶務係長	学部	学科主任	監督者が指名した者
会計課	課長	総務係長	理学部附属臨海実験所	所長	監督者が指名した者
施設課	課長	企画係長	大学院人間文化研究科	研究科長	監督者が指名した者
学生課	課長	教務係長	附属図書館	事務長	(図)総務係長
厚生課	課長	厚生係長	女性文化研究センター	センター長	監督者が指名した者
入学主幹	主幹	入学・一般教育係長	生活環境研究センター	センター長	監督者が指名した者
保健管理センター	所長	厚生係長	附属学校部	事務室長	教務係長
学部の事務部	事務長	学務係長	附属学校	教頭	監督者が指名した者

(備考) 監督者は、勤務時間管理員を指名したときは、  
その都度庶務課長に報告するものとする。

## 人事

## ○人事異動

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官職
61. 3.31	高野禎子	辞職承認	辞職	文教育学部助手
"	熊谷真弓	"	"	"
"	三原みどり	"	"	"
"	田中佑子	"	"	家政学部助手
"	平井良行	"	"	"
"	奥田恵子	"	"	"
"	小笠原史子	"	"	"
"	脇田美佳	"	"	家政学部教務職員
"	西澤奈津子	"	"	大学院人間文化研究科助手
"	武石みどり	"	"	"
"	伊藤昭三	"	"	附属小学校教諭
"	馬場慶子	"	"	"
"	中原順子	"	"	附属高等学校教諭
"	樋沼宗吉	昭和61年3月31日限り定年退職	退職	学生課長
"	大門龍夫	"	"	文教育学部事務長
"	夏田かつ	"	"	文教育学部用務員
"	青山公夫	"	"	理学部附属臨海実験所
"	宮崎幸子	"	"	附属小学校教諭
61. 4. 1	水谷信子	教授(文教育学部)	採用	
"	安田次郎	助教授(文教育学部)	"	
"	桜井裕子	助手(文教育学部)	"	

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官職
61. 4. 1	尾見 敦子	助手(文教部学部)	採用	
"	宗京 洋子	教務職員(文教育学部)	"	
"	成田 希世子	助手(理学部)	"	
"	上垣内 伸子	助手(家政学部)	"	
"	中山 玲子	"	"	
"	鈴木 恵美子	教務職員(家政学部)	"	
"	三代 かおる	"	"	
"	柳沢 真実	"	"	
"	小橋 佐知子	助手(大学院人間文化研究科)	"	
"	鳥養 映子	"	"	
"	矢部 敏昭	教諭(附属小学校)	"	
"	豊原 伸江	"	"	
"	田村 佳子	"	"	
"	青木 勇	北海道教育大学庶務部長	昇任	庶務課長
"	高田 滋郎	庶務課課長補佐	"	会計課総務係長
"	近本 政明	厚生課学寮係長	"	家政学部学務係学務主任
"	斎藤 実	入学主幹付 入試・一般教育係長	"	学生課教務係教務主任
"	上野 浩道	教授(文教育学部)	"	助教授(文教育学部)
"	内藤 俊史	助教授(文教育学部)	"	講師(文教育学部)
"	佐々木 玲子	助手(文教育学部)	"	教務職員(文教育学部)
"	小川 洋輔	教授(理学部)	"	助教授(理学部)
"	前田 ミチエ	助教授(理学部)	"	助手(理学部)
"	今野 美智子	"	"	東京大学物性研究所助手
"	久保田 紀久枝	助教授(家政学部)	"	講師(家政学部)
"	小池 寿子	助手(家政学部)	"	教務職員(家政学部)
"	粟野 美千子	"	"	"
"	鈴木 隆雄	附属図書館	転任	一橋大学経済研究所
"	村上 保彦	一橋大学経済研究所	"	附属図書館
"	吉田 茂	庶務課長	配置換	東京水産大学庶務課長
"	中野 公敏	庶務課文書係長	"	厚生課厚生係長
"	東山 四孝也	会計課長	"	横浜国立大学経理部主計課長
"	万木 直	名古屋大学経理部主計課長	"	会計課長
"	薄葉 章	会計課総務係長	"	施設課企画係長
"	佐藤 利栄	会計課管財係長	"	入学主幹付入試・一般教育係長
"	海老原 葵	施設課企画係長	"	会計課管財係長
"	久米 康之	学生課長	"	新潟大学学生課長
"	富山 弘	学生課	"	会計課
"	嶋倉 英一	厚生課長	"	浜松医科大学教務部学生課長
"	尾形 五郎	九州大学学生課長	"	厚生課長
"	西村 光範	厚生課厚生係長	"	厚生課学寮係長
"	磯崎 昭男	文教育学部事務長	"	理学部事務長
"	吉井 稔	文教育学部	"	庶務課

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官職
61. 4. 1	富田 功	教授(理学部)	配置換	東京水産大学水産学部教授
"	福本 健弥	理学部事務長	"	附属図書館事務長
"	藤城 健三	家政学部	"	文教育学部
"	豊田 広一	附属図書館事務長	"	庶務課課長補佐
"	橋爪 夏樹	理学部長 評議員 併任の期間 63.3.31まで	併任	(理学部教授)
"	式正英	附属高等学校長 併任の期間 64.3.31まで	"	(文教学部教授)
"	小川 剛	附属幼稚園長 併任の期間 64.3.31まで	"	"
"	福場 博保	生活環境研究センター所長 併任の期間 62.3.31まで	"	(生活環境研究センター教授)
"	井内 昇	評議員 併任の期間 62.9.30まで	"	(文教育学部教授)
"	外山 滋比古	附属幼稚園長	併任解除	"
"	野島 秀勝	評議員	"	"
"	菊池 昭夫	庶務課文書係長	勤務命令解除	(庶務課庶務係長)
"	伊関 兼四郎	昭和61年3月31日限り停年退職	退職	教授(理学部)
"	石黒 英一	"	"	"
"	福田 博	"	"	教授(理学部)
"	中西 正城	"	"	"
"	塩田 三千夫	"	"	"
61. 4. 2	中村 隆英	教授(家政学部)	採用	
61. 4. 5	館 かおる	助手(女性文化研究センター)	配置換	助手(女性文化資料館)
"	堤 精二	女性文化資料館長	併任終了	(文教育学部教授)
"	"	女性文化研究センター長事務取扱	公の名称	"
61. 4. 16	小竹 千香子	教諭(附属高等学校)	採用	
"	水野 梢一	教授(家政学部)	昇任	助教授(家政学部)

## ○外国人教師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	ルイス・ジョン・クラフォード	契約	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	タキノ・シャロ・シャンタル	"	"	
"	李玉敬	"	"	

## ○非常勤職員

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
61. 3. 14	吉田 美和子	辞職承認		大学院人間文化研究科
61. 3. 31	小林 一二三	昭和61年3月30日限り 任期満了退職		
"	竹部 正二	"		
"	中守せい	"		
"	百清子	"		
"	幸野保典	"		

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
61. 3. 31	石野 康子	昭和61年3月30日限り任期満了退職		
"	青山 みどり	"		
"	浅見 キヨノ	"		
61. 4. 1	小甲 浩之	事務補佐員(庶務課)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	横山 典子	"	"	
"	小林 一二三	臨時用務員(会計課)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 30	志賀高原体育運動場
"	江月 洋子	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	館山野外教育施設
"	斎藤 智子	事務補佐員(会計課)	"	
"	藤田 美恵子	"	"	
"	大谷 雅美	"	"	
"	竹部 正二	技能補佐員(施設課)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 30	
"	鎌田 昭子	事務補佐員(施設課)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	横山 真弓	事務補佐員(学生課)	"	
"	田中 和子	"	"	
"	野田 郁子	"	61. 4. 1 ~ 61. 5. 31	
"	矢吹 トク	臨時用務員(学生課)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	岸原 澄江	事務補佐員(厚生課)	"	
"	中守 せい	臨時用務員(厚生課)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 30	
"	飯草 泰子	事務補佐員(入学主幹付)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	一家 勇	"	"	
"	岡川 京子	"	"	
"	百清子	臨時用務員(入学主幹付)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 30	
"	幸野 保典	事務補佐員(附属図書館)	"	
"	田中 由紀江	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	島内 真美子	"	"	
"	栗原 葉子	"	"	
"	大沢 三奈子	"	"	
"	松井 美由紀	"	"	
"	西川 紀子	事務補佐員(文教育学部)	"	
"	石井 則子	"	"	
"	小林 ミチ	臨時用務員(文教育学部)	"	
"	堤 委子	教務補佐員(文教育学部)	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	
"	山田 美登里	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	今田 ありさ	事務補佐員(文教育学部)	"	
"	鈴木 里美	"	"	
"	浜野 桂子	"	"	
"	川島 史子	教務補佐員(文教育学部)	"	
"	菅原 博子	"	"	
"	三好 みゆき	"	"	
"	渡部 ちあき	事務補佐員(文教育学部)	"	
"	長澤 真理子	"	"	

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
61. 4. 1	庄司宏子	事務補佐員(文教育学部)	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	松井優子	"	"	
"	長田有子	教務補佐員(文教育学部)	"	
"	山縣智子	事務補佐員(文教育学部)	"	
"	蓮池香	教務補佐員(文教育学部)	"	
"	要浩子	"	"	
"	蓼原道子	"	"	
"	高橋敏子	"	"	
"	金子敦子	"	"	
"	中野マリ	"	"	
"	小池すみれ	"	"	
"	石野康子	事務補佐員(理学部)	61. 4. 1～62. 3. 30	
"	萩原あゆみ	"	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	木村しづ子	臨時用務員(理学部)	"	
"	濱野光代	事務補佐員(理学部)	"	
"	小畠美佐子	"	"	
"	市川圭子	教務補佐員(理学部)	"	
"	石井澄江	"	"	
"	山田サチ子	事務補佐員(理学部)	"	
"	山須三津枝	"	"	
"	中鉢成美	教務補佐員(理学部)	"	
"	菊地洋子	"	"	
"	吉留まゆみ	事務補佐員(理学部)	"	
"	浅見キヨノ	臨時用務員(家政学部)	61. 4. 1～62. 3. 30	
"	高原美枝子	事務補佐員(家政学部)	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	早川光江	"	"	
"	田中睦子	教務補佐員(家政学部)	"	
"	阿部千恵子	"	"	
"	片岡知子	"	"	
"	上田和代	"	"	
"	遠藤はる美	"	"	
"	大石容子	"	"	
"	四宮陽子	"	"	
"	長尾慶子	"	"	
"	黄淑茱	"	"	
"	瀬尾弘子	"	"	
"	金和子	"	"	
"	中嶋純子	"	"	
"	外池勝子	事務補佐員(家政学部)	"	
"	椎名静子	教務補佐員(家政学部)	"	
"	横田明子	"	"	
"	金丸桂子	"	"	

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
61. 4. 1	福島 裕子	教務補佐員(家政学部)	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	大塚 洋子	"	"	
"	猪口 由紀子	"	"	
"	香取 淳子	"	"	
"	堀川 恵子	事務補佐員(家政学部)	"	
"	飯泉 菜穂子	"	"	
"	藤山 葉子	教務補佐員(生活環境研究センター)	"	
"	松山 由紀	教務補佐員(家政学部)	"	
"	飯窪 とみ江	臨時用務員(大学院人間文化研究科)	"	
"	北村 千秋	事務補佐員(附属学校部)	"	
"	熊谷 とも子	"	"	
"	北村 キソ	臨時用務員(附属学校部)	"	
"	前田 良子	"	"	
"	三森 ふみえ	"	"	
"	市瀬 ますみ	教務補佐員(女性文化資料館)	"	
"	中島 涼子	事務補佐員(女性文化資料館)	"	
"	菊地 久江	臨時用務員(理学部)	61. 4. 1～62. 3. 30	附属臨海実験所
61. 4. 2	青山 公夫	事務補佐員(理学部)	61. 4. 2～61. 6. 30	"
61. 4. 15	吉留 まゆみ	辞職承認		理学部

## ○非常勤講師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 3. 1	三浦 弓杖	講師(文教育学部)	61. 3. 1～61. 3. 31	千葉大学助教授
"	若松 美黄	"	"	筑葉大学教授
61. 4. 1	伊藤 勝彦	"	61. 4. 1～62. 3. 31	埼玉大学教授
"	吉田 夏彦	"	"	東京工業大学教授
"	川崎 信定	"	"	筑波大学助教授
"	秋田 稔	"	"	惠泉女学園長
"	林田 新二	"	61. 4. 1～61. 9. 30	電気通信大学教授
"	小林 宏光	"	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	馬場 雅美	"	"	
"	伊藤 貞夫	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京大学教授
"	米田 佐代子	"	"	
"	尾形 勇	"	61. 4. 1～62. 3. 31	東京大学教授
"	加藤 博	"	"	東洋大学講師
"	青山 吉信	"	"	日本女子大学教授
"	中野 隆生	"	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	五味 文彦	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京大学助教授
"	江波戸 昭	"	"	明治大学教授
"	山本 茂	"	"	埼玉大学助教授

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	宮脇 昭	講師(文教育学部)	61. 4. 1～61. 9. 30	横浜国立大学教授
"	和田 明子	"	"	都留文科大学教授
"	中村 和郎	"	"	駒沢大学教授
"	青木 伶子	"	61. 4. 1～62. 3. 31	成蹊大学教授
"	小野 寛	"	"	駒沢大学教授
"	吉岡 曜	"	"	学習院大学教授
"	増田 正造	"	"	武藏野女子大学教授
"	益田 宗	"	"	東京大学教授
"	平岡 敏夫	"	"	筑波大学教授
"	北村 杏子	"	"	青山学院女子短期大学助教授
"	伊藤 博之	"	"	成城大学教授
"	小池 正胤	"	"	東京学芸大学教授
"	芦田 肇	"	"	国学院大学助教授
"	松本 昭	"	"	一橋大学教授
"	丸山 昇	"	"	東京大学教授
"	大橋 吉之輔	"	"	慶應義塾大学教授
"	上島 建吉	"	"	東京大学教授
"	工藤 昭雄	"	"	学習院大学教授
"	三枝 幸夫	"	"	早稲田大学助教授
"	鈴木 進	"	"	拓殖大学教授
"	小野 正敦	"	"	東京外国语大学助教授
"	後藤 辰男	"	"	東洋大学教授
"	木下 光一	"	"	白百合女子大学教授
"	若林 真	"	"	慶應義塾大学教授
"	高倉 翔	"	"	筑波大学教授
"	渡辺 博史	"	"	流通経済大学教授
"	今野 喜清	"	"	青山学院大学教授
"	宮沢 康人	"	"	東京大学教授
"	笹川 孝一	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京都立大学助手
"	小澤 周三	"	"	東京外国语大学教授
"	坂元 昂	"	61. 4. 1～62. 3. 31	東京工業大学教授
"	渡部 洋	"	"	東京大学助教授
"	茂木 俊彦	"	"	東京都立大学助教授
"	吉田 章宏	"	"	東京大学教授
"	梅本 二郎	"	"	横浜国立大学教授
"	相場 宏	"	61. 4. 1～61. 9. 30	日本女子体育大学教授
"	川合 武司	"	"	順天堂大学助教授
"	内山 美樹子	"	"	早稲田大学教授
"	柳沼 輝子	"	61. 4. 1～62. 3. 31	武藏野音楽大学講師
"	西形 節子	"	61. 4. 1～61. 9. 30	
"	大道 等	"	"	
"	柴若光昭	"	"	東京大学助教授

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	市川 雅章	講師(文教育学部)	61. 4. 1～61. 9. 30	
"	小池 松寿	"	61. 4. 1～62. 3. 31	武蔵野音楽大学助教授
"	渡辺 三郎	"	"	東邦音楽大学助教授
"	高久 淑子	"	"	
"	山内 忠	"	"	宮城学院女子大学教授
"	中野 俊也	"	"	東京芸術大学助手
"	近藤 譲	"	"	
"	佐々木 弥栄子	"	"	
"	芦川 紀子	"	"	
"	佐野 圭子	"	"	
"	八田 清隆	"	"	
"	井上 百合子	"	"	
"	若松 淳子	"	"	
"	長谷川 敏	"	"	茨城大学助教授
"	三上・カタリーナ・マルカレー	"	"	
"	岡部 玲子	"	"	
"	平尾 力哉	"	"	
"	小林 良二	"	"	東京都立大学助教授
"	似田貝 香門	"	"	東京学芸大学助教授
"	広渡 清吾	"	"	東京大学助教授
"	橋本 寿朗	"	"	法政大学教授
"	柴垣 和夫	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京大学教授
"	藤井 昇三	"	61. 4. 1～62. 3. 31	電気通信大学教授
"	逸身 喜一郎	"	"	成城大学助教授
"	澤井 芳江	"	"	
"	中島 平三	"	"	東京都立大学助教授
"	渡部 宗助	"	61. 4. 1～61. 9. 30	国立教育研究所
"	高橋 均	"	61. 4. 1～62. 3. 31	武蔵大学教授
"	山口 富造	"	61. 4. 1～61. 9. 30	群馬大学教授
"	松平 信久	"	"	立教大学教授
"	山本 礼子	"	"	和洋女子大学教授
"	竹内 敏晴	"	"	
"	勝浦 範子	"	"	
"	木儀 みどり	"	"	
"	本郷 さよ子	"	"	学習院女子中高等科教諭
"	橋 静香	"	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	石井 巍	"	"	立教大学教授
"	斎藤 毅	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京学芸大学教授
"	川崎 逸郎	"	"	千葉大学助教授
"	中西 又三	"	61. 4. 1～62. 3. 31	中央大学教授
"	桜井 毅	"	"	武蔵大学教授

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	後藤光一郎	講師(文教育学部)	61. 4. 1～62. 3. 31	東京大学教授
"	京極純一	"	61. 4. 1～61. 9. 30	千葉大学教授
"	本郷遷子	"	61. 4. 1～62. 3. 31	三協フード工業㈱
"	今井佐智子	"	"	共立女子短期大学助教授
"	篠塚久美子	"	"	日本体育大学助教授
"	田中亮三	"	"	慶應義塾大学教授
"	俵田春江	"	"	
"	山口俊治	"	"	日本医科大学教授
"	吉岡真弓	"	"	
"	渡辺勝馬	"	"	東京女子大学教授
"	高原信子	"	"	
"	クレイン・ジーン・アラン	"	"	
"	上野修	"	"	東京学芸大学教授
"	川口洋	"	"	学習院大学教授
"	菅理健	"	"	筑波大学講師
"	千艘光幸	"	"	横浜国立大学教授
"	中村由加利	"	"	武蔵野音楽大学講師
"	長谷川洋	"	"	横浜市立大学教授
"	平野卿子	"		
"	松尾直美	"	"	武蔵野音楽大学助教授
"	宮原朗	"	"	埼玉大学教授
"	渡辺勝	"	"	"
"	サカイ・ジーク リット	"	"	
"	西村靖敬	"	"	東京大学助手
"	内田雄一	"	"	創価大学助教授
"	中沢達夫	"	"	慶應義塾大学教授
"	金子美都子	"	"	聖心女子大学助教授
"	中條忍	"	"	青山学院大学教授
"	リディ・エリザ ベト・イシビキ	"	"	東京日仏学院教授
"	水野忠夫	"	"	早稲田大学教授
"	山本富啓	"	"	
"	ライヤ・オクダ	"	"	
"	平松圭子	"	"	大東文化大学
"	藤山和子	"	"	
"	佐藤絢子	"	61. 4. 1～61. 9. 30	
"	武井正子	"	"	順天堂大学講師
"	三須徳次	"	"	
"	川辺光	"	"	東京外国语大学教授
"	小田川恭子	"	61. 4. 1～62. 3. 31	附属高等学校教諭

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	園城寺 信一	講師(文教育学部)	61. 4. 1～62. 3. 31	附属高等学校教諭
"	酒井 紗子	"	61. 4. 1～61. 9. 30	附属中学校教諭
"	高橋 通泰	"	"	附属高等学校教諭
"	早崎 捷治	"	"	"
"	花田 修一	"	"	附属中学校教諭
"	久保 昌	"	61. 4. 1～62. 3. 31	附属高等学校教諭
"	木下 精子	"	61. 4. 1～61. 9. 30	附属中学校教諭
"	萩原 栄	"	"	附属小学校教頭
"	鍋谷 清治	講師(理学部)	"	一橋大学教授
"	宮島 静雄	"	61. 4. 1～62. 3. 31	東京理科大学助教授
"	品田 正樹	"	61. 4. 1～61. 9. 30	電気通信大学教授
"	有山 正孝	"	"	"
"	小川 建吾	"	"	東京大学助手
"	中村 孔一	"	61. 4. 1～62. 3. 31	明治大学助教授
"	八木 江里	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東洋大学教授
"	高見 順郎	"	61. 4. 1～62. 3. 31	東京大学教授
"	渡部 力	"	"	理化学研究所主任研究員
"	永松 一夫	"	61. 4. 1～61. 9. 30	埼玉医科大学教授
"	中原 勝儀	"	"	立教大学教授
"	小林 常利	"	61. 4. 1～62. 3. 31	理化学研究所研究員
"	笹田 義夫	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京工業大学教授
"	広田 穂	"	"	横浜国立大学教授
"	星野 直美	"	"	
"	池内 達郎	"	"	東京医科歯科大学助教授
"	高杉 邇	"	"	横浜市立大学教授
"	浅島 誠	"	"	"
"	宮下 和喜	"	"	東京都立大学教授
"	高橋 国太郎	"	"	東京大学教授
"	駒嶺 穆	"	"	東北大学教授
"	石津 純一	"	"	日本医科大学助教授
"	本田 欣哉	"	61. 4. 1～62. 3. 31	立教大学教授
"	国分 征	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京大学教授
"	藤田 長子	"	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	西沢 清子	"	61. 4. 1～61. 9. 30	上智大学助手
"	並木 雅俊	"	"	高千穂商科大学助教授
"	橋本 吉彦	"	"	横浜国立大学助教授
"	閑沢 尚	"	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	山崎 篤磨	"	61. 4. 1～61. 9. 30	東京大学助手
"	中田 雅子	講師(家政学部)	61. 4. 1～62. 3. 31	心身障害児総合医療療育センター
"	武藤 安子	"	"	"
"	森 邦子	"	"	東京教育専門学校講師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	津守 真	講師(家政学部)	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	愛育養護学校校長
"	川田 昇	"	"	神奈川大学教授
"	開原 久代	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	東京児童相談センター・治療指導部長
"	二木 武	"	"	
"	福田 理恵	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	山口 純子	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	婦人の園副園長
"	村田 修子	"	"	
"	高橋 洋代	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	立教女学院短期大学教授
"	森内 幸子	"	"	日本女子大学教授
"	飯渕 貞明	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	和洋女子大学教授
"	松本 エミ子	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 30	共立女子大学教授
"	下村 道子	"	"	大妻女子大学助教授
"	平野 美那世	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	
"	石川 松太郎	"	"	日本女子大学教授
"	野口 忠	"	"	東京大学助教授
"	浜島 教子	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	聖徳栄養短期大学教授
"	祖父江 茂登子	"	"	埼玉大学教授
"	保志 宏	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	東京大学講師
"	吉田 敬一	"	"	
"	松浦 静雄	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	中央大学講師
"	中村 茂夫	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	神奈川大学助教授
"	杉野 正	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	横浜国立大学助教授
"	徳井 淑子	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	放送大学助教授
"	酒井 哲也	"	"	東京工業大学教授
"	篠原 昭	"	"	信州大学教授
"	角田 光雄	"	"	日立化成工業(株)
"	望月 登美子	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	跡見学園短期大学教授
"	細井 雄介	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	聖心女子大学教授
"	横山 異子	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	日本規格協会
"	古松 弥生	"	"	十文字学園短期大学教授
"	林 隆子	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	東京都立立川短期大学助教授
"	岡田 陽子	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	
"	竹内 整一	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	専修大学助教授
"	松田 幸子	"	"	上田女子短期大学教授
"	岡堂 哲雄	"	"	文教大学教授
"	新居 玄武	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	学習院大学助教授
"	御船 美智子	"	61. 4. 1 ~ 61. 9. 30	
"	大塚 柳太郎	"	"	東京大学助教授
"	老川 寛	"	"	明治学院大学教授
"	沖田 富美子	"	"	日本女子大学助教授
"	石田 勉	"	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31	附属中学校教諭
"	鈴木 玄子	講師(附属小学校)	"	

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
61. 4. 1	櫻井陽子	講師(附属中学校)	61. 4. 1～62. 3. 31	
"	森下範子	"	"	
"	福村都	"	"	
"	松本好美	"	"	
"	須田義樹	"	"	
"	清水智子	"	"	
"	福田公子	"	"	
"	多田信司	"	"	成城学園中学校教諭
"	山越知津子	"	"	
"	長谷部雅子	"	"	
"	俵田春江	"	"	
"	佐藤妙子	"	"	
"	伊藤式子	講師(附属高等学校)	"	
"	島津弘子	"	"	
"	田辺雅子	"	"	文教育学部助手
"	磯貝文男	"	"	
"	川口美智子	"	"	
"	渡辺晴美	"	"	
"	吉永亜子	講師(附属幼稚園)	"	
"	工藤秀機	学校医(保健管理センター)	"	東京都立墨東病院医師
"	鈴木二郎	"	"	東京都精神医学総合研究所
"	堀口雅子	"	"	虎の門病院医師
"	平山宗宏	学校医(附属学校部)	"	東京大学教授
"	井上直彦	学校歯科医(附属学校部)	"	東京大学助教授
"	高田則久	薬剤師(附属学校部)	"	
61. 4. 16	東畠朝子	講師(家政学部)	61. 4. 16～61. 9. 30	
"	小竹千香子	"	"	附属高等学校教諭

## ○学科主任

学部	学科等	職名	氏名
文教育学部	哲 学 科 教授	宮島 喬	
	史 学 科 "	平野 孝	
	地 理 学 科 "	浅海 重夫	
	国 文 学 科 "	市川 孝	
	外 国 文 学 科		
	中国文学・中国語学 "	佐藤 保	
	英文学・英語学 "	宮川 幸久	
	独文学・独語学 "	杉本 正哉	
	仏文学・仏語学 "	中川 信	
	教 育 学 科		
	教 育 学 "	上野 浩道	
	心 理 学 "	須賀 哲夫	

学部	学科等	職名	氏名
文教育学部	舞 蹊 教育 学 科		
	舞 蹊 教育 学 教授	加賀 秀夫	
	音 楽 教育 学	"	大宮 誠
理 学 部	数 学 科	"	立花 俊一
	物 理 学 科	"	田中 翠
	化 学 科	"	曾根 興三
	生 物 学 科	"	清水 碩
家政学部	児 童 学 科	"	水野 梢一
	食 物 学 科	"	島田 淳子
	被 服 学 科	"	板倉 寿郎
	家庭 経 営 学 科	"	湯沢 雅彦

## ◆各種委員会委員◆

1. ( )は事務担当課
2. \*印は委員長又は議長
3. 任期無記入は官職指定

## 評議会(庶務課)

官職	氏名	任期
学長	*藤巻正生	60. 2.16～62. 2.15
文部教育学部長	森 隆夫	59.10. 1～61. 9.30
理学部長	橋爪 夏樹	61. 4. 1～63. 4. 1
家政学部長	荒川 信彦	60. 4. 2～62. 4. 1
人間文化研究科長	太田 次郎	60. 4. 1～63. 3.31
文部教育学部教授	式 正英	60. 4. 1～62. 3.31
文部教育学部教授	中川 信	59.10. 1～61. 9.30
理学部教授	瀬野 信子	60. 4. 1～62. 3.31
理学部教授	遠山 益	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教授	小林 彰夫	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教授	石川 欣造	60. 4. 1～62. 3.31
人間文化研究科教授	浅海 重夫	60. 4. 1～62. 3.31
附図書館長	堤 精二	60. 4. 2～62. 4. 1
附学校部長	河野 重男	60. 7.16～63. 7.15
文部教育学部教授	平野 孝	60.10. 1～62. 9.30
文部教育学部教授	佐藤 保	60.10. 1～62. 9.30
文部教育学部教授	井内 昇	61. 4. 1～62. 9.30
理学部教授	立花 俊一	60.10. 1～62. 9.30
理学部教授	沢島 侑子	60.10. 1～62. 9.30
理学部教授	田中 翠	60.10. 1～62. 9.30
家政学部教授	相田 浩	60.10. 1～62. 3.31
家政学部教授	石川 欣造	60.10. 1～62. 9.30
家政学部教授	小倉 志祥	60.10. 1～62. 3.31
(常時評議会に出席できる者)		
事務局長	広重利之輔	
学生部長	細矢治夫	61. 1. 1～62. 12.31
一般教育委員長	三木 紀人	61. 4. 1～62. 3.31
教育委員長	小林 彰夫	61. 4. 1～62. 3.31
生活環境研究センター長	福場 博保	61. 4. 1～62. 3.31

## 予算委員会(会計課)

文部教育学部長	森 隆夫	59.10. 1～61. 9.30
理学部長	橋爪 夏樹	61. 4. 1～63. 4. 1
家政学部長	荒川 信彦	60. 4. 2～62. 4. 1
人間文化研究科長	太田 次郎	60. 4. 1～63. 3.31
文部教育学部教授	式 正英	60. 4. 1～62. 3.31
文部教育学部教授	中川 信	59.10. 1～61. 9.30
理学部教授	瀬野 信子	60. 4. 1～62. 3.31
理学部教授	遠山 益	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教授	小林 彰夫	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教授	石川 欣造	60. 4. 1～62. 3.31
人間文化研究科教授	浅海 重夫	60. 4. 1～62. 3.31
附図書館長	堤 精二	60. 4. 2～62. 4. 1
生活環境研究センター長	福場 博保	61. 4. 1～63. 3.31
事務局長	広重利之輔	
学生部長	細矢治夫	61. 1. 1～62. 12.31
会計課長	東山 四孝也	

## 施設計画委員会(施設課)

学長	*藤巻正生	
文部教育学部長	森 隆夫	
理学部長	橋爪 夏樹	
家政学部長	荒川 信彦	
人間文化研究科長	太田 次郎	
文部教育学部教授	浅海 重夫	60.10. 1～62. 9.30
文部教育学部教授	青木 和夫	60.10. 1～62. 9.30
理学部教授	前田 侯子	61. 4. 1～63. 3.31
理学部教授	伊藤 厚子	60. 4. 1～62. 3.31
家政学部教授	小林 彰夫	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教授	板倉 寿郎	61. 4. 1～63. 3.31
人間文化研究科教授	浅海 重夫	60. 4. 1～62. 3.31
附図書館長	堤 精二	
附学校部長	河野 重男	
生活環境研究センター長	福場 博保	
事務局長	廣重利之輔	

学生部長	細矢治夫	
一般 教育委員長	三木紀人	61. 4. 1～62. 3. 31

## 館山施設計画委員会(施設課)

理学部長	*橋爪夏樹	
文教育学部教授	加賀秀夫	61. 4. 1～63. 3. 31
文教育学部助教授	石黒節子	60. 10. 1～62. 9. 30
理学部教授	瀬野信子	59. 10. 1～61. 9. 30
家政学部教授	福場博保	59. 10. 1～61. 9. 30
理学部臨海実験所所長	能村堆子	
附属高等学校	藤井徳爾	
附属中学校	八城慶子	
附属小学校	萩原栄	
附属幼稚園	村石京	
学生部長	細矢治夫	
事務局長	廣重利之輔	
会計課長	東山四孝也	
施設課長	小牧幸夫	

## 廐水管理委員会(施設課)

文教育学部教授	浅海重夫	59. 10. 1～61. 9. 30
理学部教授	塚本晃	59. 10. 1～61. 9. 30
理学部助教授	富永靖徳	59. 10. 1～61. 9. 30
理学部助教授	永野肇	59. 10. 1～61. 9. 30
家政学部教授	*小林彰夫	59. 10. 1～61. 9. 30
家政学部講師	駒城素子	59. 10. 1～61. 9. 30
生活環境研究センター	五十嵐脩	59. 10. 1～61. 9. 30
附属高等学校	藤井徳爾	
附属中学校	八城慶子	
会計課長	東山四孝也	
施設課長	小牧幸夫	

## レクリエーション運営委員会(庶務課)

事務局長	*廣重利之輔	
庶務課長	吉田茂	
会計課長	東山四孝也	
施設課長	小牧幸夫	
学生課長	久米康之	
厚生課長	嶋倉英一	
入学主幹	窪田一郎	
文教育学部事務長	磯崎昭男	
理学部事務長	福本健弥	
家政学部事務長	内野公夫	
附属図書館事務長	豊田広一	
庶務課長補佐	高田滋郎	
会計課長補佐	野村直樹	
学生課長補佐	浦田要	
附属学校部事務室長	高橋伝	

## 入学試験委員会(入学主幹室)

学長	*藤巻正生	
文教育学部長	森隆夫	
理学部長	橋爪夏樹	
家政学部長	荒川信彦	
文教育学部教授	加賀秀夫	60. 4. 1～62. 3. 31
文教育学部助教授	山本秀行	61. 4. 1～63. 3. 31
理学部教授	小川洋輔	61. 4. 1～63. 3. 31
理学部助教授	福田豊	60. 4. 1～62. 3. 31
家政学部助教授	富田守	61. 4. 1～63. 3. 31
家政学部教授	板倉壽郎	60. 4. 1～62. 3. 31
学生部長	細矢治夫	
事務局長	廣重利之輔	
保健管理センター所長	奥野剛	
電子計算機室長	伊藤厚子	

## 入学者選抜方法研究委員会(入学主幹室)

文教育学部 教 授	須賀 哲夫	60. 4. 1~62. 3.31
文教育学部 教 授	市川 孝	61. 4. 1~63. 3.31
理学部 助 教 授	藤原 正彦	60. 4. 1~62. 3.31
理学部 助 教 授	柴田 文明	61. 4. 1~63. 3.31
家政学部 教 授	中島 利誠	61. 4. 16~62. 3.31
家政学部 助 教 授	飯長 喜一郎	61. 4. 1~63. 3.31
学生部長	*細矢 治夫	
教務委員長	小林 彰夫	
一般教育委員長	三木 紀人	

## 教務委員会(学生課)

文教育学部 教 授	宮島 喬	60. 4. 1~62. 3.31
文教育学部 教 授	上野 浩道	61. 4. 1~63. 3.31
理学部 教 授	前田 侯子	61. 4. 1~62. 3.31
理学部 教 授	清水 碩	61. 4. 1~63. 3.31
家政学部 教 授	*小林 彰夫	60. 4. 1~62. 3.31
生活環境研究センター 教 授	五十嵐 優	61. 4. 1~63. 3.31
一般教育委員長	三木 紀人	
学生部長	細矢 治夫	

## 一般教育委員会(入学主幹室)

文教育学部 教 授	*三木 紀人	60. 4. 1~62. 3.31
文教育学部 教 授	酒本 雅之	61. 4. 1~63. 3.31
理学部 教 授	前田 侯子	61. 4. 1~62. 3.31
理学部 教 授	清水 碩	61. 4. 1~63. 3.31
家政学部 教 授	相田 浩	60. 4. 1~62. 3.31
家政学部 教 授	湯沢 雅彦	61. 4. 1~63. 3.31
学生部長	細矢 治夫	

## 教育実習専門委員会(学生課)

附 属 校 部 長	河野 重夫	
文教育学部 助 教 授	*宮原 修	60. 4. 1~62. 3.31
理学部 教 授	松田 千鶴子	61. 4. 1~63. 3.31
家政学部 助 教 授	黒田 淑子	61. 4. 1~63. 3.31

教務委員会 教職課程 担当委員	上野 浩道	61. 4. 1~63. 3.31
附 小学校長	尾田 幸雄	
附 中学校長	新関 滋也	
附 高等学校長	式 正英	
附 幼稚園長	小川 剛	
附 小学校教育 実習主任	黒部 善之	
附 中学校教育 実習主任	高宮 典夫	
附 高等学校教 育実習主任	石田 光子	
附 幼稚園教育 実習主任	熊谷 正子	

学生委員会・学寮委員会・学生会館運営委員会  
(学生課・厚生課)

理学部 助 教 授	*永野 肇	60.10. 1~61. 9.30
文教育学部 助 教 授	高島 元洋	60.10. 1~61. 9.30
文教育学部 助 教 授	富山 太佳夫	61. 4. 1~62. 3.31
理学部 助 教 授	大橋 裕二	61. 4. 1~62. 3.31
家政学部 助 教 授	小川 昭二郎	60.10. 1~61. 9.30
家政学部 助 教 授	長谷部 ヤエ	61. 4. 1~62. 3.31
学生部長	細矢 治夫	

## 組織運営検討委員会(庶務課)

学長	*藤巻 正生	
文学部長	森 隆夫	
理学部長	橋爪 夏樹	
家政学部長	荒川 信彦	
人間文化研究科長	太田 次郎	
附図書館長	堤 精二	
附学校部長	河野 重男	
学生部長	細矢 治夫	
事務局長	廣重 利之輔	

## 将来構想検討委員会(庶務課)

文教育学部教 授	中川 信	59.10. 1～61. 9.30
文教育学部助 教 授	土屋 賢二	59.10. 1～61. 9.30
理学部教 授	曾根 興三	61. 4. 1～61. 9.30
理学部助 教 授	藤原 正彦	59.10. 1～61. 9.30
家政学部教 授	本田 和子	59.10. 1～61. 9.30
家政学部助 教 授	富田 守	59.10. 1～61. 9.30
人間文化 研究科教授	*式 正英	59.10. 1～61. 9.30
生活環境研 究センター 助教 授	大橋 昌子	59.10. 1～61. 9.30

## 外国人留学生顧問教官会議(学生課)

文教育学部教 授	*水谷 信子	
文教育学部教 授	中山 時子	59. 7. 1～61. 6.30
理学部助 教 授	藤原 正彦	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教 授	原 ひろ子	59. 7. 1～61. 6.30

## 食堂運営委員会(厚生課)

学生部長	*細矢 治夫	
理学部助 教 授	永野 肇	
家政学部教 授	島田 淳子	61. 4. 1～62. 3.31
家政学部講 師	久保田 紀久枝	61. 4. 1～62. 3.31
附属高等学 校教諭	小竹 千香子	61. 4. 1～62. 3.31
事務局長	廣重 利之輔	
会計課長	東山 四孝也	
学生課長	久米 康之	
厚生課長	嶋倉 英一	
家政学部學務 係長	筑井 克己	61. 4. 1～62. 3.31
学生自治会委 員長	安藤 千穂	
小石川寮運 營委員長	今別府 菊美	
大山寮運 營委員長	石附 京子	

## 事務改善研究委員会(庶務課)

事務局長	*廣重 利之輔	
庶務課長	吉田 茂	
会計課長	東山 四孝也	
施設課長	小牧 幸夫	
学生課長	久米 康之	
厚生課長	嶋倉 英一	
入学主幹	窪田 一郎	
庶務課長補佐	高田 滋郎	
会計課長補佐	野村 直樹	
学生課長補佐	浦田 要	
文教育学部事務 長	磯崎 昭男	
理学部事務 長	福本 健弥	
家政学部事務 長	内野 公夫	
附属図書館事務 長	豊田 広一	

## 購入物品機種選定委員会(会計課)

文教育学部教 授	浅海 重夫	61. 4. 1～63. 3.31
文教育学部助 教 授	須賀 哲夫	61. 4. 1～63. 3.31
理学部教 授	伊藤 厚子	61. 4. 1～63. 3.31
理学部教 授	曾根 興三	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教 授	小林 彰夫	61. 4. 1～63. 3.31
家政学部教 授	石川 欣造	61. 4. 1～63. 3.31

## 公開講座委員会(入学主幹室)

文教育学部教 授	熊谷 直男	61. 1.20～63. 1.19
文教育学部教 授	石川 宏	61. 1.20～63. 1.19
文教育学部教 授	徳丸 吉彦	61. 1.20～63. 1.19
理学部助 教 授	富永 靖徳	61. 1.20～63. 1.19
理学部助 教 授	福田 豊	61. 1.20～63. 1.19
理学部助 教 授	石和 貞男	61. 1.20～63. 1.19
家政学部教 授	*本田 和子	61. 1.20～63. 1.19
家政学部助 教 授	森田 明	61. 1.20～63. 1.19
家政学部教 授	原 ひろ子	61. 1.20～63. 1.19
学生部長	細矢 治夫	

## 大学院研究科連絡委員会(庶務課)

学長	*藤巻正生	
人文科学研究科長	森 隆夫	
理研究科長	橋爪 夏樹	
家政学研究科長	荒川信彦	
人文科学研究科教授	尾田 幸雄	60. 4. 1～62. 3. 31
人文科学研究科教授	頬 惟勤	60. 4. 1～62. 3. 31
理学研究科教授	澤島侑子	60. 4. 1～62. 3. 31
理学研究科教授	曾根 興三	60. 4. 1～62. 3. 31
家政学研究科教授	大塚 雅彦	60. 4. 1～62. 3. 31
家政学研究科教授	小倉 志祥	60. 4. 1～62. 3. 31

## 保健管理センター委員会(厚生課)

保健管理センター所長	*奥野 剛	
文教育学部教授	酒本 雅之	59.10.1～61.9.30
文教育学部助教授	石黒 節子	59.10.1～61.9.30
理学部助教授	池田 宏信	60.9.16～62.9.15
理学部講師	藤枝 修子	60.9.16～62.9.15
家政学部教授	島田 淳子	59.9.16～61.9.15
家政学部助教授	水野 梢一	59.9.16～61.9.15
附属高等学校教諭	古山 泉	61.4.1～63.3.31
附属小学校教諭	横山 善実	61.4.1～63.3.31
文教育学部教授	輿水 はる海	
理学部教授	塚本 晃	
家政学部助教授	富田 守	
学生部長	細矢 治夫	
事務局長	廣重 利之輔	

## 学芸員課程委員会(文教育学部)

文教育学部教授	*小川 剛	
文教育学部助教授	鷹野 光行	
文教育学部助教授	坂本 満	59.10.1～61.9.30
文教育学部助教授	青木 和夫	59.10.1～61.9.30
文教育学部助教授	井内 昇	59.10.1～61.9.30
文教育学部助教授	三木 紀人	59.10.1～61.9.30

理学部助教授	山下 貴司	59.10.1～61.9.30
家政学部助教授	板倉 壽郎	59.10.1～61.9.30

## 理学部附属臨海実験所運営委員会(理学部)

理学部長	*橋爪 夏樹	
臨海実験所長	能村 堆子	
理学部助教授	根本 心一	
理学部助教授	富永 靖徳	61.4.1～63.3.31
理学部助教授	松本 黙武	61.4.1～63.3.31
理学部講師	渡辺 洋子	61.4.1～63.3.31
文教育学部助教授	井内 昇	61.4.1～63.3.31
文教育学部講師	栗原 尚子	60.4.1～62.3.31
家政学部助教授	本間 清一	61.4.1～63.3.31
生活環境研究センター助教授	大橋 昌子	61.4.1～63.3.31
会計課長	東山 四孝也	
施設課長	小牧 幸夫	

## 電子計算機室運営委員会(理学部)

理学部長	*橋爪 夏樹	
電子計算機室長	伊藤 厚子	
電子計算機副室長	細矢 治夫	
理学部助教授	立花 俊一	61.4.1～63.3.31
理学部助教授	富永 靖徳	61.4.1～63.3.31
理学部助教授	大橋 裕二	61.4.1～63.3.31
理学部助教授	馬場 昭次	61.4.1～63.3.31
文教育学部助教授	今西 典子	61.4.1～63.3.31
家政学部助教授	倉田 忠男	61.4.1～63.3.31
事務局長	廣重 利之輔	
会計課長	東山 四孝也	

理学部ラジオアイソトープ実験室運営委員会  
(理学部)

理学部長	*橋爪 夏樹	
R実験室長	清水 碩	
放射線取扱主任者	所 哲司	
文教育学部助教授	三上 岳彦	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
理学部授教	田 中 翠	59. 10. 1 ~ 61. 9. 30
理学部授教	太田 次郎	59. 10. 1 ~ 61. 9. 30
理学部授教	松本 黙武	59. 10. 1 ~ 61. 9. 30
生活環境研究センター助教授	五十嵐 優	59. 10. 1 ~ 61. 9. 30
家政学部助教授	倉田 忠男	60. 10. 1 ~ 62. 9. 30

## 理学部極低温実験室運営委員会(理学部)

理学部長	*橋爪 夏樹	
極低温実験室長	伊藤 厚子	
理学部授教	田 中 翠	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
理学部授教	清水 碩	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
理学部助教授	福田 豊	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
生活環境研究センター助教授	富永 典子	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
保安監督者	所 哲司	

## 附属図書館運営委員会(附属図書館)

附属図書館長	*堤 精二	
文教育学部教授	近藤 光男	59. 10. 1 ~ 61. 9. 30
文教育学部助教授	富山 太佳夫	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
理学部助教授	松本 黙武	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
理学部講師	亀井 理	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
家政学部教員	小倉 志祥	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
生活環境研究センター助教授	五十嵐 修	60. 4. 1 ~ 62. 3. 31
一般教育委員長	三木 紀人	

## 生活環境研究センター運営委員会(家政学部)

生活環境研究センター長	*福場 博保	
文教育学部長	森 隆夫	
理学部長	橋爪 夏樹	
家政学部長	荒川 信彦	

生活環境研究センター助教授	五十嵐 優	
生活環境研究センター助教授	大橋 昌子	
生活環境研究センター助教授	富永 典子	
文教育学部教授	浅海 重夫	60. 4. 1 ~ 62. 3. 31
理学部授教	能村 堆子	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
家政学部教授	小林 彰夫	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
家政学部教授	石川 欣造	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
事務局長	廣重 利之輔	

## 生活環境研究センター研究委員会(家政学部)

生活環境研究センター長	*福場 博保	
生活環境研究センター助教授	五十嵐 優	
生活環境研究センター助教授	大橋 昌子	
生活環境研究センター助教授	富永 典子	
文教育学部教授	浅海 重夫	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
文教育学部教授	森下 はるみ	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
理学部授教	瀬野 信子	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
理学部授教	清水 碩	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
家政学部授教	水野 恒一	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
家政学部授教	相田 浩	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
家政学部授教	板倉 寿郎	60. 7. 1 ~ 62. 6. 30
家政学部授教	原 ひろ子	60. 4. 1 ~ 62. 3. 31

## 附属学校委員会(附属学校部)

附属学校部長	*河野 重男	
文教育学部教授	春日 喬	61. 4. 1 ~ 62. 3. 31
理学部授教	澤島 侑子	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
家政学部授教	田口 恒夫	"
事務局長	廣重 利之輔	
附属小学校長	尾田 幸雄	
附属中学校長	新関 滋也	
附属高等学校長	式 正英	

附幼稚園	属長	小川 剛	
附小学校	属教頭	萩原 栄	
附中学校	属教頭	八城 慶子	
附高等学校	属教頭	藤井 徳爾	
附幼稚園	属教頭	村石 京	

附属学校教育研究委員会(附属学校部)

附学校	属部長	*河野 重男	
文教育学部	教授	市川 孝	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
理学部	教授	松田 千鶴子	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
家政学部	教授	原 ひろ子	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
文教育学部	助教授	宮原 修	60. 4. 1 ~ 62. 3. 31
家政学部	助教授	黒田 淑子	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
附小学校	属校長	尾田 幸雄	
附中学校	属校長	新閏 滋也	
附高等学校	属校長	式 正英	
附幼稚園	属長	小川 剛	
附小学校	属教頭	萩原 栄	
附中学校	属教頭	八城 慶子	
附高等学校	属教頭	藤井 徳爾	
附幼稚園	属教頭	村石 京	
附小学校	属教諭	黒部 善之	60. 4. 1 ~ 62. 3. 31
附小学校	属教諭	長坂 利厚	61. 4. 1 ~ 63. 3. 31
附中学校	属教諭	佐々木 和枝	"
附中学校	属教諭	吹貝 賢一	"
附高等学校	属教諭	村井 利行	"
附高等学校	属教諭	小田川 恒子	"
附幼稚園	属教諭	守永 英子	"
附幼稚園	属教諭	豊田 一秀	"

## ○新任部局長紹介

理学部長 (任期 昭和61年4月1日～昭和63年3月31日) (新任)



はしつめなつき  
橋爪 夏樹

大正14年5月19日

和歌山県出身

統計物理学

## 略歴

昭和22年9月 東京帝国大学理学部物理学科卒業

昭和27年4月 お茶の水女子大学理学部講師

昭和28年4月 同助教授

昭和40年6月 同教授

〔趣味〕 目下はカメラ・アクセサリーの製作、改造

〔モットー〕 冷めてからやりませう。

〔就任の言葉〕 不運にも学部長が回ってきました。学園紛争の時には評議員が、また学寮紛争の折も学寮委員がきました。幸に学部長の仕事は大部分が定まったやり方のある学部の雑用です。むずかしい問題は皆様の御協力をいただいて、じっくりやりたいと思っています。

## 学事

## ○学位授与－学術博士

〔課程博士〕 (昭和61年3月23日授与)

「比較文化学専攻」

本間 裕子(甲第8号)

いくつかの古典的曲面の射影的性質について

「人間発達学専攻」

岩田 浩子(甲第9号)

匍匐運動の動作特性と発達について

「人間環境学専攻」

佐藤伊津子(甲第10号)

揺動する環境における励起子の理論

〔論文博士〕 (昭和61年3月23日授与)

大上 徳子(乙第7号)

縮合多環芳香族炭化水素の分子グラフから得られるセクステット多項式のグラフ理論的解析

## 諸 報

## 昭和61年度主要行事日程

昭和61年度の主要行事日程は次のとおりです。  
(一部未定の部分もあります。)

61.4.16

月	事 項	日(曜)	備 考	月	事 項	日(曜)	備 考	月	事 項	日(曜)	備 考
4 月	入学式	9(水)	10:30	9 月	夏期休業始	18(金)		1 月	部局長会議	16(火)	
	新入生オリエンテーション	9(水)～10(木)			夏期休業終	8(月)			評議会	17(水)	
	前学期授業開始	14(月)			研究科会議	10(水)			冬期休業始	25(木)	
	部局長会議	15(火)			部局長会議	16(火)			御用納め	27(土)	
	教授会	16(水)			教授会	17(水)			御用始め賀詞交換会	5(月)	11:00
	部局長会議	22(火)			前学期末試験	24(水)～30(火)			冬期休業終	9(金)	
	評議会	23(水)			部局長会議	22(月)			部局長会議	13(火)	
	研究科会議	23(水)	15:30		評議会	24(水)			教授会	21(木)	
	名誉教授称号授与式及び懇談会	12(月)	16:00 16:30		卒業式・修了式	30(火)	11:00		共通第1次試験 臨時休業	23(金)～24(土)	
5 月	部局長会議	13(火)		10 月	秋期休業	1(水)～7(火)		2 月	共通第1次学力試験	24(土)～25(日)	
	教授会	14(水)			後学期授業開始	8(水)			部局長会議	27(火)	
	評議会	15(木)			研究科会議	8(水)			評議会	28(水)	
	部局長会議	20(火)			部局長会議	14(火)			修士課程入試	2(月)～3(火)	
	評議会	21(水)	13:15		教授会	15(水)			部局長会議	4(水)	
	教授会	21(水)	14:00		部局長会議	21(火)			博士課程入試 I	5(木)	
	部局長会議	27(火)			評議会	22(水)			教授会	6(金)	
	評議会	28(水)			職員定期健康診断				研究科会議	10(火)	15:00
	研究科会議	28(水)	15:30		体育祭	29(水)			研究科会議	18(火)	
6 月	開学記念日	31(土)		11 月	徽音祭	8(土)～9(日)		3 月	後学期末試験	16(月)～21(土)	
	部局長会議	3(火)			研究科会議	12(水)			部局長会議	24(火)	
	教授会	4(水)			部局長会議	18(火)			教授会	26(木)	
	学生定期健康診断	4(水)～6(金)			教授会	19(水)			評議会	27(金)	
	部局長会議	10(火)			永年勤続者表彰式	21(金)			博士課程入試 II	27(金)～28(土)	
	評議会	11(水)			部局長会議	25(火)			第2次学力試験		
	研究科会議	25(水)			授学金与式	26(水)	11:00		研究科会議	11(水)	
	部局長会議	1(火)			評議会	26(水)			部局長会議	12(木)	
	教授会	2(水)			創立記念日	29(土)			教授会		
7 月	新入生セミナー	11(金)～13(日)		12 月	研究科会議	3(水)			評議会	18(水)	
	部局長会議	15(火)			部局長会議	9(火)			卒業式 学位記授与式	23(月)	10:30
	評議会	16(水)			教授会	10(水)			定年退職者 永年勤続表彰式	31(火)	

## ○昭和60年度科学研究費補助金交付決定変更

種 目	研究代表者 所属・職	氏 名	配 分 額 (今回増額分)	研 究 課 題 名
特定研究(1)	学 長	藤 卷 正 生	35,200千円 (3,800千円)	食品機能の系統的解析と展開

## ○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
文教育学部 ・教 授	河 野 重 男	大 韓 民 国	大韓民国における教育事情等 の調査	61. 3. 19～61. 3. 22	出 張
文教育学部 ・教 授	藤 永 保	シ ン ガ ポ ー ル マ レ ー シ ア	国際行動発達学会研究打合せ	61. 4. 10～61. 4. 15	研 修

## ○健康診断

事 项	実 施 期 日	対 象 者	受 診 者 数	実 施 場 所
昭和60年度職員特別定期健康診断(第2次)	昭和61年3月26日	自動車運転手	3人	保健管理センター

## ○停年退官者全学送別会について

昭和61年3月31日付けで停年退官される方々の全学送別会が、昭和61年3月18日(火)16時30分から大学食堂において名誉教授及び職員が多数出席し、盛大に行われた。



## ○卒業式及び学位記授与式について

第34回卒業式、第22回学位記授与式及び第4回学位記(博士)授与式が、3月23日(日)大学講堂で挙行されました。

なお、卒業者数及び修了者数は次のとおりです。

・卒業者数 (406名)

文 教 学 部 207名

理 学 部 78名

家 政 学 部 121名

・修了者数 (99名)

修士課程

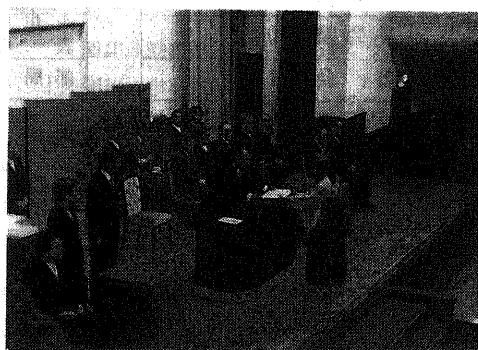
人文科学研究科 44名

理 学 研 究 科 22名

家政学研究科 30名

博士課程

人間文化研究科 3名



## ○入学式について

昭和61年度入学式が、4月9日(火)大学講堂で挙行されました。

なお、本年度の入学者数は次のとおりです。

## •学部 (476名)

文教育学部 235名

理学部 94名

家政学部 140名

編入学・学士入学 6名

再入学 1名

## •大学院(修士課程) (116名)

人文科学研究科 63名

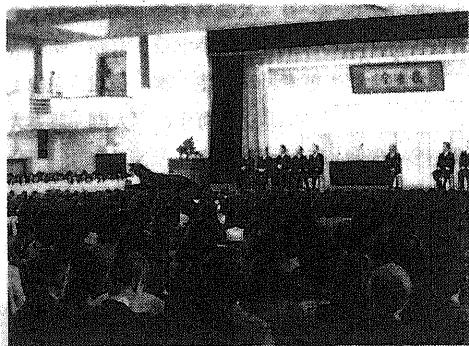
理学研究科 20名

家政学研究科 33名

## •大学院(修士課程)

人間文化研究科 21名

計 613名



## ○新任者住所

○職員の住所等変更

○永年勤続者表彰について

昭和60年度退職時の永年勤続者表彰式並びに文部省  
永年勤続者表彰状伝達式が昭和61年3月31日本部棟第  
二会議室に於て行われ被表彰者に表彰状並びに記念品  
が授与されました。

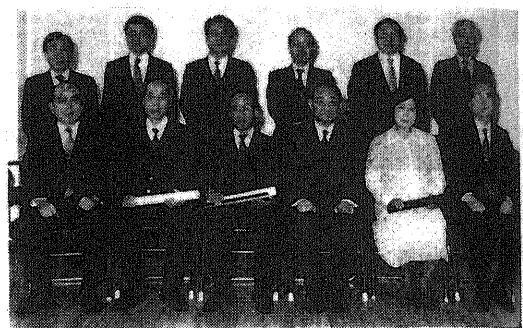
被表彰者は次のとおりです。

学長表彰者 文教育学部 大門 龍夫

附属小学校 宮崎 幸子

文部大臣表彰者 学生課 樋沼 宗吉

文教育学部 大門 龍夫



○計 報

宮田丈夫元教育学部教授

元文教育学部教授宮田丈夫氏には急性肺炎のため、昭和61年3月15日逝去されました。享年76才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により正四位に叙せられ、勲三等旭日中綬章が授与されました。

## ○移転のお知らせ

## 宮崎大学

本学においては、昭和59年から逐次移転統合を進めておりますが、このたび事務局・学生部及び保健管理センターが下記のとおり移転しますのでお知らせします。

## 記

## (新所在地)

〒889-21 宮崎市大字熊野 7710番地

電話 (0985) 58-2811 (代表)

## (移転年月日)

事務局 昭和61年3月18日  
学生部及び保健管理センター 昭和61年3月30日

## 高岡短期大学

本学は、高岡市中川園町の仮庁舎において、学生受入の諸準備を進めて参りましたが、校舎の竣工に伴い、昭和61年3月6日から高岡市二上町に移転しますのでお知らせします。

大学所在地 〒933 富山県高岡市二上町

電話 (0766) 25-8411 (代表) 総務課

昭和61年4月から庶務課に改称予定

25-8412 (直通) 会計課

25-8413 (直通) 学生課

昭和61年4月に設置予定

25-8414 (直通) 事業課

## 日誌

(60.2.16~4.15)

- 2月17日(月) 附属高等学校合格発表
- 18日(火) 学生委員会、学寮委員会、学寮協議会  
昭和60年度第3回東京地区国立大学栄養士連絡協議会(於一橋大学)
- 19日(水) 附属学校委員会
- 20日(木) 第6回関東甲信越地区国立学校等安全管理協議会(20日・21日於東京農工大学)
- 22日(土) 昭和60年度外国人留学生スキーレッスン(22日~25日於志賀高原体育運動場)

- 25日(火) 生活環境研究センター運営委員会
- 26日(水) 各学部教授会、各研究科委員会  
附属学校教育研究委員会
- 27日(木) 第32回東京地区国公立大学連合文化会(於一橋大学)
- 28日(金) 大学院人間文化研究科(博士課程)第2次試験(28日・3月1日)  
附属学校委員会
- 3月4日(火) 昭和61年度第2次学力検査(4日・5日)
- 6日(木) 将来構想検討委員会
- 7日(金) 一般教育委員会
- 10日(月) 事務連絡会議  
防火管理実務講習会(於板橋区立文化会館)
- 12日(水) 大学院人間文化研究科会議  
一般教育委員会  
附属幼稚園卒業式  
女性文化研究センター設置準備委員会
- 13日(木) 都内12大学第3回大学図書館の公開に関する調査研究会(於本学)  
大学院人間文化研究科(博士課程)合格者発表  
留学生顧問教官会議
- 14日(金) 各学部教授会、各研究科委員会  
学寮委員会、学寮協議会
- 15日(土) 昭和61年度入学試験合格者発表  
第36回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京水産大学)
- 17日(月) 附属中学校卒業式
- 18日(火) 評議会  
定年退職者全学送別会
- 19日(水) 入学者選抜方法研究委員会
- 20日(木) 附属高等学校卒業式
- 23日(日) 卒業式及び学位記授与式
- 24日(月) 附属小学校卒業式  
学寮委員会、学寮協議会
- 25日(火) 第91回文部省共済組合運営審議会(於文部省)
- 26日(水) 入学者選択方法研究委員会
- 27日(木) 入学手続(27日・28日)

	28日(金) 生活環境研究センター－運営委員会
	31日(月) 退職時永年勤続者表彰式
4月 7日(月)	附属小学校帰国子女学級検定合格発表
8日(火)	附属小学校・中学校・高等学校入学式
9日(水)	大学入学式
11日(金)	一般教育委員会 学生委員会 学生会館運営委員会 附属幼稚園入園式 学寮委員会
14日(月)	授業開始
15日(火)	入学者選抜方法研究委員会 教育実習専門委員会